

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険給付に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、国民健康保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険給付に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

越谷市長

## 公表日

令和8年3月30日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





システム4	
①システムの名称	取滞納管理システム
②システムの機能	<p>賦課業務から連携される賦課情報に基づき、納付された収納情報を管理する。また、納付のない滞納データを管理し滞納整理業務を支援する。主な機能は次のとおり。</p> <p>(1) 収納データの取り込み・管理  (2) 納税証明書発行  (3) 過誤納金の還付・充当処理、各種帳票作成  (4) 督促対象データの管理、帳票作成  (5) 口座振替情報の管理、金融機関宛振替データ作成  (6) 延滞金・還付加算金の計算  (7) 滞納者情報の管理  (8) 催告対象データの管理、各種帳票作成  (9) 実態調査・財産調査に関する帳票の作成並びに回答内容の記録管理  (10) 滞納処分に関する各種帳票作成及び記録管理  (11) 情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会、提供事務</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム5	
①システムの名称	税宛名システム
②システムの機能	<p>(1) 宛名情報の登録、照会、更新  (2) 住民登録外宛名の登録、照会、更新  (3) 納税管理人の登録、照会、更新</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>(1) 各種課税資料のイメージ管理  (2) 課税資料のデータ化支援  (3) 課税資料の個人合算処理  (4) 課税台帳の管理  (5) 市民税・住民税の調定  (6) 給与特別徴収税額通知書、納税通知書の作成  (7) 情報提供ネットワークシステムによる照会  (8) 情報提供ネットワークシステムへの提供情報作成</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム7									
①システムの名称	国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という。)								
②システムの機能	<p>国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。主な業務は次のとおり。</p> <p>1. 高額該当回数の引き継ぎ業務  (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)  当市に設置されている国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを当市から国保連合会へ送信する。  (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)  当市が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から当市へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、当市の国保総合PCへ当該データを配信する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								
3. 特定個人情報ファイル名									
国民健康保険給付ファイル									
4. 個人番号の利用 ※									
法令上の根拠	<p>○番号法 第9条第1項 別表の44の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第24条</p>								
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※									
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定								
②法令上の根拠	<p>○番号法 第19条第8号、9号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令のうち以下の項  【別表における情報提供の根拠】  ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる次の項(2、3、6、13、42、56、65、69、83、87、95の2、115、125、158、161、164、165、166、173、173の2の項)  ・第三欄(情報提供者)が「他の法令(法律)による(医療に関する)給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令(法律)による給付の支給に関する情報」が含まれる次の項(16、19、27、38、137、141、145の項)  【別表における情報照会者の根拠】  69、70、160</p>								
6. 評価実施機関における担当部署									
①部署	保健医療部国保年金課								
②所属長の役職名	課長								
7. 他の評価実施機関									
—									

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険給付ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	越谷市国民健康保険被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者(資格喪失者を含む。)
その必要性	国民健康保険給付事務を行ううえで、被保険者等(資格喪失者を含む。)の情報が必要であるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 (1)個人番号 対象者を特定するために記録 (2)その他識別情報(内部番号) 他の庁内連携システムの個人を紐づけるために記録</li> <li>・連絡先情報 (1)4情報(氏名・性別・生年月日・住所)・その他住民票関係情報 管理する対象の個人を特定するために記録 (2)連絡先 被保険者と連絡を取る際に必要となるために記録</li> <li>・業務関係情報 (1)地方税関係情報 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、高額療養費及び高額介護合算療養費の自己負担限度額区分を判定するために記録 (2)健康・医療関係情報 被保険者の受診情報に基づき、医療費の支給を行うために記録 (3)医療保険関係情報 医療保険関係情報を基に保険給付を行うために記録 (4)介護・高齢者福祉関係情報 介護保険情報を取り込み高額介護合算の支給事務を行うために記録</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手に関する妥当性&gt; 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託している。当市が国民健康保険給付に関する事務を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手の時期・頻度の妥当性 高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</li> <li>・入手方法の妥当性 入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化と併せて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	保健医療部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課、介護保険課、国保年金課、収納課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 埼玉県国民健康保険団体連合会、他医療保険者 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	保険給付に関する認定及び支給決定	
④使用の主体	使用部署	越谷市保健医療部国保年金課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した申請書等の情報を基に、各種保険給付の決定を行う。</li> <li>・入手した医療給付関係情報を基に、各種保険給付の決定を行う。</li> <li>・入手した所得情報を基に、自己負担限度額区分の判定及び一部負担金の減免等の決定を行う。</li> </ul>	
	情報の突合	市民税情報、介護保険給付情報及びその他の医療保険給付情報と届出情報を突合し、各種認定証の交付及び保険給付額を決定する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件
<b>委託事項1</b> 国民健康保険システムの給付業務電算委託	
①委託内容 国保給付記録、各種決定通知書作成及びシステム運用支援	
②委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 「越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針」に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、内部規定に定められた再委託理由に該当し越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。
	⑥再委託事項 データ入力業務(診療報酬明細書、診療報酬明細書(チェックリスト)、高額療養費支給申請書)
<b>委託事項2～5</b>	
<b>委託事項2</b> 高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容 ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 埼玉県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 「越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針」に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、内部規定に定められた再委託理由に該当し越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。
	⑥再委託事項 高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部
<b>委託事項3</b> 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	
①委託内容 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 埼玉県国保連合会 (埼玉県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	

再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の埼玉県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、埼玉県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。          ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること          ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること          ・日本国内でのデータ保管を条件としていること          ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。          ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	

**5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)**

提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 27 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 5 ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(別紙1を参照)	
②提供先における用途	別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1を参照)	
③提供する情報	国民健康保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	越谷市国民健康保険被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者(資格喪失者を含む。)	
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	提供を求められた都度	
提供先2~5		
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		

<b>移転先1</b>	福祉部生活福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一、越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条	
②移転先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の15の項)	
③移転する情報	国民健康保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	越谷市国民健康保険被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者(資格喪失者を含む。)	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="radio"/> 紙
⑦時期・頻度	提供を求められた都度	
<b>移転先2～5</b>		
<b>移転先2</b>	子ども家庭部子ども福祉課	
①法令上の根拠	越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条	
②移転先における用途	越谷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第34号)による医療費の支給に関する事務	
③移転する情報	国民健康保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	越谷市国民健康保険被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者(資格喪失者を含む。)	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="radio"/> 紙
⑦時期・頻度	毎月1回	
<b>移転先3</b>	地域共生部介護保険課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一、越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条	
②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第一の68の項の下欄に掲げる事務	
③移転する情報	国民健康保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	越谷市国民健康保険被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者(資格喪失者を含む。)	

⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>移転先4</b>	保健医療部国保年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一、越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条	
②移転先における用途	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項) ・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の59の項)	
③移転する情報	国民健康保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	越谷市国民健康保険被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者(資格喪失者を含む。)	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>移転先5</b>	行財政部収納課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一、越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条	
②移転先における用途	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項) ・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の59の項)	
③移転する情報	国民健康保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	越谷市国民健康保険被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者(資格喪失者を含む。)	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>移転先6～10</b>		
<b>移転先11～15</b>		
<b>移転先16～20</b>		

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>&lt;越谷市における措置&gt;  入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。  サーバーへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。  紙媒体については越谷市文書管理規程により施錠できるファイリングキャビネットに保管する。  電子記録媒体については、施錠できる場所に保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。  なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。  ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。  ・日本国内でデータを保管している。  ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

レセプトエラー

1.請求年月,2.レセプト区分,3.連番,4.記号番号,5.国保世帯コード,6.個人番号,7.法制番号,8.員番号,9.保険者番号,10.取扱年月,11.点数表,12.医療機関コード,13.診療科,14.レセプト番号,15.レセプト電算化区分,16.ORG区分,17.種別,18.種別2,19.伝区,20.処理,21.本人家族区分,22.診療年月,23.性別,24.生年月日,25.診療開始年月日,26.診療開始年月日,27.転帰,28.転帰2,29.認定コード,30.診療実日数,31.決定点数,32.入院時決定点数,33.終了時決定点数,34.薬剤一部負担金,35.一部負担金,36.減免点数,37.端数,38.国保分食事療養費日数,39.国保分食事療養費金額,40.国保分食事療養標準負担額,41.入院年月日,42.退院年月日,43.主病,44.公費食事療養日数,45.公費食事療養金額,46.公費食事療養標準負担額,47.公費食事療養日数,48.公費食事療養金額,49.公費食事療養標準負担額,50.公費負担者番号,51.公費受給者番号,52.公費給付割合,53.公費負担日数,54.公費負担分点数,55.公費負担分薬剤一部負担金,56.公費負担分一部負担金,57.公費負担分患者負担額,58.公費摘要,59.公費窓口徴収額,60.公費任意給付金,61.公費減額,62.公費高額,63.公費負担者番号,64.公費受給者番号,65.公費給付割合,66.公費負担日数,67.公費負担分点数,68.公費負担分薬剤一部負担金,69.公費負担分一部負担金,70.公費負担分患者負担額,71.公費摘要,72.公費窓口徴収額,73.公費任意給付金,74.公費減額,75.公費高額,76.給付割合,77.特記,78.特記2,79.特記3,80.特記4,81.特記5,82.義歯,83.口腔,84.高額,85.特殊,86.割引,87.長期,88.初診有無,89.初診回数,90.初診割増時間外,91.初診割増休日,92.初診割増深夜,93.初診点数,94.再診回数,95.指導有無,96.指導管理料,97.調基有無,98.医学管理料区分,99.医学管理料日数,100.医学管理料区分,101.医学管理料日数,102.診断群分類,103.ICD9,104.往診回数,105.病類コード1,106.病類コード2,107.病類コード3,108.病類コード4,109.病類コード5,110.病類コード6,111.病類コード7,112.病類コード8,113.病類コード9,114.病類コード10,115.診療行為コード1,116.診療行為コード2,117.診療行為コード3,118.診療行為コード4,119.診療行為コード5,120.診療行為コードII,121.診療行為コードII,122.診療行為コードII,123.診療行為コードII,124.診療行為コードII,125.総合病院,126.福祉区分関連,127.資格外OK,128.非課税区分,129.削除依頼,130.公費割合,131.療養の給付拒否事由,132.更新年月日,133.更新時間,134.移行区分,135.レセプト種別,136.高額区分,137.給付資格区分,138.入外区分,139.診療年月,140.画面更新フラグ,141.振替区分,142.エラーコード1,143.エラーコード2,144.エラーコード3,145.エラーコード4,146.エラーコード5,147.過誤理由コード,148.過誤申出日,149.不当FLG,150.不当金額,151.不当決定日,152.特定FLG,153.特例療養費,154.修正理由コード,155.給付コード,156.旧レセプト番号,157.処方元点数表,158.処方元医療機関コード,159.退職振替日

レセプト累積0

1.請求年月,2.レセプト区分,3.連番,4.記号番号,5.国保世帯コード,6.個人番号,7.法制番号,8.員番号,9.保険者番号,10.取扱年月,11.点数表,12.医療機関コード,13.診療科,14.レセプト番号,15.レセプト電算化区分,16.ORG区分,17.種別,18.種別2,19.伝区,20.処理,21.本人家族区分,22.診療年月,23.性別,24.生年月日,25.診療開始年月日,26.診療開始年月日,27.転帰,28.転帰2,29.認定コード,30.診療実日数,31.決定点数,32.入院時決定点数,33.終了時決定点数,34.薬剤一部負担金,35.一部負担金,36.減免点数,37.端数,38.国保分食事療養費日数,39.国保分食事療養費金額,40.国保分食事療養標準負担額,41.入院年月日,42.退院年月日,43.主病,44.公費食事療養日数,45.公費食事療養金額,46.公費食事療養標準負担額,47.公費食事療養日数,48.公費食事療養金額,49.公費食事療養標準負担額,50.公費負担者番号,51.公費受給者番号,52.公費給付割合,53.公費負担日数,54.公費負担分点数,55.公費負担分薬剤一部負担金,56.公費負担分一部負担金,57.公費負担分患者負担額,58.公費摘要,59.公費窓口徴収額,60.公費任意給付金,61.公費減額,62.公費高額,63.公費負担者番号,64.公費受給者番号,65.公費給付割合,66.公費負担日数,67.公費負担分点数,68.公費負担分薬剤一部負担金,69.公費負担分一部負担金,70.公費負担分患者負担額,71.公費摘要,72.公費窓口徴収額,73.公費任意給付金,74.公費減額,75.公費高額,76.給付割合,77.特記,78.特記2,79.特記3,80.特記4,81.特記5,82.義歯,83.口腔,84.高額,85.特殊,86.割引,87.長期,88.初診有無,89.初診回数,90.初診割増時間外,91.初診割増休日,92.初診割増深夜,93.初診点数,94.再診回数,95.指導有無,96.指導管理料,97.調基有無,98.医学管理料区分,99.医学管理料日数,100.医学管理料区分,101.医学管理料日数,102.診断群分類,103.ICD9,104.往診回数,105.病類コード1,106.病類コード2,107.病類コード3,108.病類コード4,109.病類コード5,110.病類コード6,111.病類コード7,112.病類コード8,113.病類コード9,114.病類コード10,115.診療行為コード1,116.診療行為コード2,117.診療行為コード3,118.診療行為コード4,119.診療行為コード5,120.診療行為コードII,121.診療行為コードII,122.診療行為コードII,123.診療行為コードII,124.診療行為コードII,125.総合病院,126.福祉区分関連,127.資格外OK,128.非課税区分,129.削除依頼,130.公費割合,131.療養の給付拒否事由,132.更新年月日,133.更新時間,134.移行区分,135.レセプト種別,136.高額区分,137.給付資格区分,138.入外区分,139.診療年月,140.画面更新フラグ,141.振替区分,142.エラーコード1,143.エラーコード2,144.エラーコード3,145.エラーコード4,146.エラーコード5,147.過誤理由コード,148.過誤申出日,149.不当FLG,150.不当金額,151.不当決定日,152.特定FLG,153.特例療養費,154.修正理由コード,155.給付コード,156.旧レセプト番号,157.処方元点数表,158.処方元医療機関コード,159.退職振替日

レセプト累積1

1.請求年月,2.レセプト区分,3.連番,4.記号番号,5.国保世帯コード,6.個人番号,7.法制番号,8.員番号,9.保険者番号,10.取扱年月,11.点数表,12.医療機関コード,13.診療科,14.レセプト番号,15.レセプト電算化区分,16.ORG区分,17.種別,18.種別2,19.伝区,20.処理,21.本人家族区分,22.診療年月,23.性別,24.生年月日,25.診療開始年月日,26.診療開始年月日,27.転帰,28.転帰2,29.認定コード,30.診療実日数,31.決定点数,32.入院時決定点数,33.終了時決定点数,34.薬剤一部負担金,35.一部負担金,36.減免点数,37.端数,38.国保分食事療養費日数,39.国保分食事療養費金額,40.国保分食事療養標準負担額,41.入院年月日,42.退院年月日,43.主病,44.公費食事療養日数,45.公費食事療養金額,46.公費食事療養標準負担額,47.公費食事療養日数,48.公費食事療養金額,49.公費食事療養標準負担額,50.公費負担者番号,51.公費受給者番号,52.公費給付割合,53.公費負担日数,54.公費負担分点数,55.公費負担分薬剤一部負担金,56.公費負担分一部負担金,57.公費負担分患者負担額,58.公費摘要,59.公費窓口徴収額,60.公費任意給付金,61.公費減額,62.公費高額,63.公費負担者番号,64.公費受給者番号,65.公費給付割合,66.公費負担日数,67.公費負担分点数,68.公費負担分薬剤一部負担金,69.公費負担分一部負担金,70.公費負担分患者負担額,71.公費摘要,72.公費窓口徴収額,73.公費任意給付金,74.公費減額,75.公費高額,76.給付割合,77.特記,78.特記2,79.特記3,80.特記4,81.特記5,82.義歯,83.口腔,84.高額,85.特殊,86.割引,87.長期,88.初診有無,89.初診回数,90.初診割増時間外,91.初診割増休日,92.初診割増深夜,93.初診点数,94.再診回数,95.指導有無,96.指導管理料,97.調基有無,98.医学管理料区分,99.医学管理料日数,100.医学管理料区分,101.医学管理料日数,102.診断群分類,103.ICD9,104.往診回数,105.病類コード1,106.病類コード2,107.病類コード3,108.病類コード4,109.病類コード5,110.病類コード6,111.病類コード7,112.病類コード8,113.病類コード9,114.病類コード10,115.診療行為コード1,116.診療行為コード2,117.診療行為コード3,118.診療行為コード4,119.診療行為コード5,120.診療行為コードII,121.診療行為コードII,122.診療行為コードII,123.診療行為コードII,124.診療行為コードII,125.総合病院,126.福祉区分関連,127.資格外OK,128.非課税区分,129.削除依頼,130.公費割合,131.療養の給付拒否事由,132.更新年月日,133.更新時間,134.移行区分,135.レセプト種別,136.高額区分,137.給付資格区分,138.入外区分,139.診療年月,140.画面更新フラグ,141.振替区分,142.エラーコード1,143.エラーコード2,144.エラーコード3,145.エラーコード4,146.エラーコード5,147.過誤理由コード,148.過誤申出日,149.不当FLG,150.不当金額,151.不当決定日,152.特定FLG,153.特例療養費,154.修正理由コード,155.給付コード,156.旧レセプト番号,157.処方元点数表,158.処方元医療機関コード,159.退職振替日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

レセプト累積2

1.請求年月,2.レセプト区分,3.連番,4.記号番号,5.国保世帯コード,6.個人番号,7.法制番号,8.員番号,9.保険者番号,10.取扱年月,11.点数表,12.医療機関コード,13.診療科,14.レセプト番号,15.レセプト電算化区分,16.ORG区分,17.種別,18.種別2,19.伝区,20.処理,21.本人家族区分,22.診療年月,23.性別,24.生年月日,25.診療開始年月日,26.診療開始年月日,27.転帰,28.転帰,29.認定コード,30.診療実日数,31.決定点数,32.入院時決定点数,33.終了時決定点数,34.薬剤一部負担金,35.一部負担金,36.減免点数,37.端数,38.国保分食事療養費日数,39.国保分食事療養費金額,40.国保分食事療養標準負担額,41.入院年月日,42.退院年月日,43.主病,44.公費食事療養日数,45.公費食事療養金額,46.公費食事療養標準負担額,47.公費食事療養日数,48.公費食事療養金額,49.公費食事療養標準負担額,50.公費負担者番号,51.公費受給者番号,52.公費給付割合,53.公費負担日数,54.公費負担分点数,55.公費負担分薬剤一部負担金,56.公費負担分一部負担金,57.公費負担分患者負担額,58.公費摘要,59.公費窓口徴収額,60.公費任意給付金,61.公費減額,62.公費高額,63.公費負担者番号,64.公費受給者番号,65.公費給付割合,66.公費負担日数,67.公費負担分点数,68.公費負担分薬剤一部負担金,69.公費負担分一部負担金,70.公費負担分患者負担額,71.公費摘要,72.公費窓口徴収額,73.公費任意給付金,74.公費減額,75.公費高額,76.給付割合,77.特記,78.特記,79.特記,80.特記,81.特記,82.義歯,83.口腔,84.高額,85.特殊,86.割引,87.長期,88.初診有無,89.初診回数,90.初診割増時間外,91.初診割増休日,92.初診割増深夜,93.初診点数,94.再診回数,95.指導有無,96.指導管理料,97.調基有無,98.医学管理料区分,99.医学管理料日数,100.医学管理料区分,101.医学管理料日数,102.診断群分類,103.ICD9,104.往診回数,105.病類コード1,106.病類コード2,107.病類コード3,108.病類コード4,109.病類コード5,110.病類コード6,111.病類コード7,112.病類コード8,113.病類コード9,114.病類コード10,115.診療行為コード1,116.診療行為コード2,117.診療行為コード3,118.診療行為コード4,119.診療行為コード5,120.診療行為コードII,121.診療行為コードII,122.診療行為コードII,123.診療行為コードII,124.診療行為コードII,125.総合病院,126.福祉区分関連,127.資格外OK,128.非課税区分,129.削除依頼,130.公費割合,131.療養の給付拒否事由,132.更新年月日,133.更新時間,134.移行区分,135.レセプト種別,136.高額区分,137.給付資格区分,138.入外区分,139.診療年月,140.画面更新フラグ,141.振替区分,142.エラーコード1,143.エラーコード2,144.エラーコード3,145.エラーコード4,146.エラーコード5,147.過誤理由コード,148.過誤申出日,149.不当FLG,150.不当金額,151.不当決定日,152.特定FLG,153.特例療養費,154.修正理由コード,155.給付コード,156.旧レセプト番号,157.処方元点数表,158.処方元医療機関コード,159.退職振替日

レセプト累積3

1.請求年月,2.レセプト区分,3.連番,4.記号番号,5.国保世帯コード,6.個人番号,7.法制番号,8.員番号,9.保険者番号,10.取扱年月,11.点数表,12.医療機関コード,13.診療科,14.レセプト番号,15.レセプト電算化区分,16.ORG区分,17.種別,18.種別2,19.伝区,20.処理,21.本人家族区分,22.診療年月,23.性別,24.生年月日,25.診療開始年月日,26.診療開始年月日,27.転帰,28.転帰,29.認定コード,30.診療実日数,31.決定点数,32.入院時決定点数,33.終了時決定点数,34.薬剤一部負担金,35.一部負担金,36.減免点数,37.端数,38.国保分食事療養費日数,39.国保分食事療養費金額,40.国保分食事療養標準負担額,41.入院年月日,42.退院年月日,43.主病,44.公費食事療養日数,45.公費食事療養金額,46.公費食事療養標準負担額,47.公費食事療養日数,48.公費食事療養金額,49.公費食事療養標準負担額,50.公費負担者番号,51.公費受給者番号,52.公費給付割合,53.公費負担日数,54.公費負担分点数,55.公費負担分薬剤一部負担金,56.公費負担分一部負担金,57.公費負担分患者負担額,58.公費摘要,59.公費窓口徴収額,60.公費任意給付金,61.公費減額,62.公費高額,63.公費負担者番号,64.公費受給者番号,65.公費給付割合,66.公費負担日数,67.公費負担分点数,68.公費負担分薬剤一部負担金,69.公費負担分一部負担金,70.公費負担分患者負担額,71.公費摘要,72.公費窓口徴収額,73.公費任意給付金,74.公費減額,75.公費高額,76.給付割合,77.特記,78.特記,79.特記,80.特記,81.特記,82.義歯,83.口腔,84.高額,85.特殊,86.割引,87.長期,88.初診有無,89.初診回数,90.初診割増時間外,91.初診割増休日,92.初診割増深夜,93.初診点数,94.再診回数,95.指導有無,96.指導管理料,97.調基有無,98.医学管理料区分,99.医学管理料日数,100.医学管理料区分,101.医学管理料日数,102.診断群分類,103.ICD9,104.往診回数,105.病類コード1,106.病類コード2,107.病類コード3,108.病類コード4,109.病類コード5,110.病類コード6,111.病類コード7,112.病類コード8,113.病類コード9,114.病類コード10,115.診療行為コード1,116.診療行為コード2,117.診療行為コード3,118.診療行為コード4,119.診療行為コード5,120.診療行為コードII,121.診療行為コードII,122.診療行為コードII,123.診療行為コードII,124.診療行為コードII,125.総合病院,126.福祉区分関連,127.資格外OK,128.非課税区分,129.削除依頼,130.公費割合,131.療養の給付拒否事由,132.更新年月日,133.更新時間,134.移行区分,135.レセプト種別,136.高額区分,137.給付資格区分,138.入外区分,139.診療年月,140.画面更新フラグ,141.振替区分,142.エラーコード1,143.エラーコード2,144.エラーコード3,145.エラーコード4,146.エラーコード5,147.過誤理由コード,148.過誤申出日,149.不当FLG,150.不当金額,151.不当決定日,152.特定FLG,153.特例療養費,154.修正理由コード,155.給付コード,156.旧レセプト番号,157.処方元点数表,158.処方元医療機関コード,159.退職振替日

レセプト累積4

1.請求年月,2.レセプト区分,3.連番,4.記号番号,5.国保世帯コード,6.個人番号,7.法制番号,8.員番号,9.保険者番号,10.取扱年月,11.点数表,12.医療機関コード,13.診療科,14.レセプト番号,15.レセプト電算化区分,16.ORG区分,17.種別,18.種別2,19.伝区,20.処理,21.本人家族区分,22.診療年月,23.性別,24.生年月日,25.診療開始年月日,26.診療開始年月日,27.転帰,28.転帰,29.認定コード,30.診療実日数,31.決定点数,32.入院時決定点数,33.終了時決定点数,34.薬剤一部負担金,35.一部負担金,36.減免点数,37.端数,38.国保分食事療養費日数,39.国保分食事療養費金額,40.国保分食事療養標準負担額,41.入院年月日,42.退院年月日,43.主病,44.公費食事療養日数,45.公費食事療養金額,46.公費食事療養標準負担額,47.公費食事療養日数,48.公費食事療養金額,49.公費食事療養標準負担額,50.公費負担者番号,51.公費受給者番号,52.公費給付割合,53.公費負担日数,54.公費負担分点数,55.公費負担分薬剤一部負担金,56.公費負担分一部負担金,57.公費負担分患者負担額,58.公費摘要,59.公費窓口徴収額,60.公費任意給付金,61.公費減額,62.公費高額,63.公費負担者番号,64.公費受給者番号,65.公費給付割合,66.公費負担日数,67.公費負担分点数,68.公費負担分薬剤一部負担金,69.公費負担分一部負担金,70.公費負担分患者負担額,71.公費摘要,72.公費窓口徴収額,73.公費任意給付金,74.公費減額,75.公費高額,76.給付割合,77.特記,78.特記,79.特記,80.特記,81.特記,82.義歯,83.口腔,84.高額,85.特殊,86.割引,87.長期,88.初診有無,89.初診回数,90.初診割増時間外,91.初診割増休日,92.初診割増深夜,93.初診点数,94.再診回数,95.指導有無,96.指導管理料,97.調基有無,98.医学管理料区分,99.医学管理料日数,100.医学管理料区分,101.医学管理料日数,102.診断群分類,103.ICD9,104.往診回数,105.病類コード1,106.病類コード2,107.病類コード3,108.病類コード4,109.病類コード5,110.病類コード6,111.病類コード7,112.病類コード8,113.病類コード9,114.病類コード10,115.診療行為コード1,116.診療行為コード2,117.診療行為コード3,118.診療行為コード4,119.診療行為コード5,120.診療行為コードII,121.診療行為コードII,122.診療行為コードII,123.診療行為コードII,124.診療行為コードII,125.総合病院,126.福祉区分関連,127.資格外OK,128.非課税区分,129.削除依頼,130.公費割合,131.療養の給付拒否事由,132.更新年月日,133.更新時間,134.移行区分,135.レセプト種別,136.高額区分,137.給付資格区分,138.入外区分,139.診療年月,140.画面更新フラグ,141.振替区分,142.エラーコード1,143.エラーコード2,144.エラーコード3,145.エラーコード4,146.エラーコード5,147.過誤理由コード,148.過誤申出日,149.不当FLG,150.不当金額,151.不当決定日,152.特定FLG,153.特例療養費,154.修正理由コード,155.給付コード,156.旧レセプト番号,157.処方元点数表,158.処方元医療機関コード,159.退職振替日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

レセプト累積5

1.請求年月,2.レセプト区分,3.連番,4.記号番号,5.国保世帯コード,6.個人番号,7.法制番号,8.員番号,9.保険者番号,10.取扱年月,11.点数表,12.医療機関コード,13.診療科,14.レセプト番号,15.レセプト電算化区分,16.ORG区分,17.種別,18.種別2,19.伝区,20.処理,21.本人家族区分,22.診療年月,23.性別,24.生年月日,25.診療開始年月日,26.診療開始年月日,27.転帰,28.転帰,29.認定コード,30.診療実日数,31.決定点数,32.入院時決定点数,33.終了時決定点数,34.薬剤一部負担金,35.一部負担金,36.減免点数,37.端数,38.国保分食事療養費日数,39.国保分食事療養費金額,40.国保分食事療養標準負担額,41.入院年月日,42.退院年月日,43.主病,44.公費食事療養日数,45.公費食事療養金額,46.公費食事療養標準負担額,47.公費食事療養日数,48.公費食事療養金額,49.公費食事療養標準負担額,50.公費負担者番号,51.公費受給者番号,52.公費給付割合,53.公費負担日数,54.公費負担分点数,55.公費負担分薬剤一部負担金,56.公費負担分一部負担金,57.公費負担分患者負担額,58.公費摘要,59.公費窓口徴収額,60.公費任意給付金,61.公費減額,62.公費高額,63.公費負担者番号,64.公費受給者番号,65.公費給付割合,66.公費負担日数,67.公費負担分点数,68.公費負担分薬剤一部負担金,69.公費負担分一部負担金,70.公費負担分患者負担額,71.公費摘要,72.公費窓口徴収額,73.公費任意給付金,74.公費減額,75.公費高額,76.給付割合,77.特記,78.特記,79.特記,80.特記,81.特記,82.義歯,83.口腔,84.高額,85.特殊,86.割引,87.長期,88.初診有無,89.初診回数,90.初診割増時間外,91.初診割増休日,92.初診割増深夜,93.初診点数,94.再診回数,95.指導有無,96.指導管理料,97.調基有無,98.医学管理料区分,99.医学管理料日数,100.医学管理料区分,101.医学管理料日数,102.診断群分類,103.ICD9,104.往診回数,105.病類コード1,106.病類コード2,107.病類コード3,108.病類コード4,109.病類コード5,110.病類コード6,111.病類コード7,112.病類コード8,113.病類コード9,114.病類コード10,115.診療行為コード1,116.診療行為コード2,117.診療行為コード3,118.診療行為コード4,119.診療行為コード5,120.診療行為コードII,121.診療行為コードII,122.診療行為コードII,123.診療行為コードII,124.診療行為コードII,125.総合病院,126.福祉区分関連,127.資格外OK,128.非課税区分,129.削除依頼,130.公費割合,131.療養の給付拒否事由,132.更新年月日,133.更新時間,134.移行区分,135.レセプト種別,136.高額区分,137.給付資格区分,138.入外区分,139.診療年月,140.画面更新フラグ,141.振替区分,142.エラーコード1,143.エラーコード2,144.エラーコード3,145.エラーコード4,146.エラーコード5,147.過誤理由コード,148.過誤申出日,149.不当FLG,150.不当金額,151.不当決定日,152.特定FLG,153.特例療養費,154.修正理由コード,155.給付コード,156.旧レセプト番号,157.処方元点数表,158.処方元医療機関コード,159.退職振替日

過誤レセプト

1.請求年月,2.レセプト区分,3.連番,4.記号番号,5.国保世帯コード,6.個人番号,7.法制番号,8.員番号,9.保険者番号,10.取扱年月,11.点数表,12.医療機関コード,13.診療科,14.レセプト番号,15.レセプト電算化区分,16.ORG区分,17.種別,18.種別2,19.伝区,20.処理,21.本人家族区分,22.診療年月,23.性別,24.生年月日,25.診療開始年月日,26.診療開始年月日,27.転帰,28.転帰,29.認定コード,30.診療実日数,31.決定点数,32.入院時決定点数,33.終了時決定点数,34.薬剤一部負担金,35.一部負担金,36.減免点数,37.端数,38.国保分食事療養費日数,39.国保分食事療養費金額,40.国保分食事療養標準負担額,41.入院年月日,42.退院年月日,43.主病,44.公費食事療養日数,45.公費食事療養金額,46.公費食事療養標準負担額,47.公費食事療養日数,48.公費食事療養金額,49.公費食事療養標準負担額,50.公費負担者番号,51.公費受給者番号,52.公費給付割合,53.公費負担日数,54.公費負担分点数,55.公費負担分薬剤一部負担金,56.公費負担分一部負担金,57.公費負担分患者負担額,58.公費摘要,59.公費窓口徴収額,60.公費任意給付金,61.公費減額,62.公費高額,63.公費負担者番号,64.公費受給者番号,65.公費給付割合,66.公費負担日数,67.公費負担分点数,68.公費負担分薬剤一部負担金,69.公費負担分一部負担金,70.公費負担分患者負担額,71.公費摘要,72.公費窓口徴収額,73.公費任意給付金,74.公費減額,75.公費高額,76.給付割合,77.特記,78.特記,79.特記,80.特記,81.特記,82.義歯,83.口腔,84.高額,85.特殊,86.割引,87.長期,88.初診有無,89.初診回数,90.初診割増時間外,91.初診割増休日,92.初診割増深夜,93.初診点数,94.再診回数,95.指導有無,96.指導管理料,97.調基有無,98.医学管理料区分,99.医学管理料日数,100.医学管理料区分,101.医学管理料日数,102.診断群分類,103.ICD9,104.往診回数,105.病類コード1,106.病類コード2,107.病類コード3,108.病類コード4,109.病類コード5,110.病類コード6,111.病類コード7,112.病類コード8,113.病類コード9,114.病類コード10,115.診療行為コード1,116.診療行為コード2,117.診療行為コード3,118.診療行為コード4,119.診療行為コード5,120.診療行為コードII,121.診療行為コードII,122.診療行為コードII,123.診療行為コードII,124.診療行為コードII,125.総合病院,126.福祉区分関連,127.資格外OK,128.非課税区分,129.削除依頼,130.公費割合,131.療養の給付拒否事由,132.更新年月日,133.更新時間,134.移行区分,135.レセプト種別,136.高額区分,137.給付資格区分,138.入外区分,139.診療年月,140.画面更新フラグ,141.振替区分,142.エラーコード1,143.エラーコード2,144.エラーコード3,145.エラーコード4,146.エラーコード5,147.過誤理由コード,148.過誤申出日,149.不当FLG,150.不当金額,151.不当決定日,152.特定FLG,153.特例療養費,154.修正理由コード,155.給付コード,156.旧レセプト番号,157.処方元点数表,158.処方元医療機関コード,159.退職振替日

給付コメント

1.記号番号,2.コメント連番,3.種別,4.個人コード,5.申請書番号,6.取り消し事由,7.申請内容区分,8.請求年月,9.レセプト区分,10.連番,11.レセプト番号,12.コメント,13.更新年月日,14.更新時間,15.担当者コード

高額明細

1.請求年月,2.レセプト区分,3.連番,4.記号番号,5.個人番号,6.員番号,7.診療年月,8.レセプト番号,9.医療機関コード,10.診療実日数,11.決定点数,12.減点点数,13.薬剤一部負担金,14.公費区分,15.都医療費助成対象コード,16.公費負担分点数,17.公費負担分薬剤一部負担金,18.公費負担分患者負担額,19.公費区分,20.都医療費助成対象コード,21.公費負担分点数,22.公費負担分薬剤一部負担金,23.公費負担分患者負担額,24.給付割合,25.長期療養区分,26.レセプト種別,27.高額区分,28.高額計算済,29.給付資格区分,30.入外区分,31.特例特定区分,32.第三者特定区分,33.公害特定区分,34.一部負担金減免特定区分,35.減免後一部負担金,36.税区分,37.単都合算区分,38.多数該当区分,39.費用額,40.一部負担金相当額,41.患者負担額,42.費用額通常,43.一部負担金相当額通常,44.患者負担額通常,45.費用額公費,46.一部負担額公費,47.患者負担額公費,48.自己負担限度額,49.高額支給額,50.既支給額,51.賦課調整額,52.支給済額,53.医療助成返還額,54.特例療養費,55.まる福一般区分,56.まる福一部負担金,57.まる福高額支給額,58.不当区分,59.申請書番号,60.移行区分,61.更新年月日,62.更新時間,63.担当者コード,64.高齢個人外来合計件数,65.高齢個人外来合算対象,66.高齢負担区分,67.給付コード,68.高齢個人合算合計件数,69.高齢個人合算合算対象,70.個人合算合計件数,71.個人合算合算対象,72.特例対象者フラグ,73.区分1,74.区分2,75.区分3,76.区分4,77.区分5,78.高額按分額,79.高額委任額,80.高額貸付額,81.高額支給日,82.高額療養費分割サイン,83.分割後申請番号,84.高額貸付エラーフラグ

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

申請書

1.申請番号,2.事記号番号,3.事世帯コード,4.事個人コード,5.事氏名カナ,6.事氏名漢字,7.事資格区分,8.事福祉区分,9.事国保取得日,10.事国保喪失日,11.事性別,12.事生年月日,13.事続柄,14.申請内容区分,15.申請状況区分,16.抽出年月日,17.申請年月日,18.決定日,19.支払年月日,20.取消年月日,21.未入力区分,22.不当区分,23.過誤決定年月日,24.過誤事由,25.返納金額,26.取消事由,27.申自動更新区分,28.申記号番号,29.申世帯コード,30.申個人コード,31.申医療機関コード,32.申氏名カナ,33.申氏名漢字,34.申市内外区分,35.申電話番号,36.振委任状有無,37.担当者コード,38.更新年月日,39.更新時間,40.年月日1,41.年月日2,42.年月日3,43.年月日4,44.年月日5,45.年月日6,46.年月日7,47.年月日8,48.年月日9,49.年月日10,50.年月日11,51.年月日12,52.年月1,53.年月2,54.日数1,55.日数2,56.日数3,57.日数4,58.医療機関コード1,59.医療機関コード2,60.医療機関コード3,61.支払方法,62.支払金額,63.金額1,64.金額2,65.金額3,66.金額4,67.金額5,68.金額6,69.金額7,70.金額8,71.金額9,72.金額10,73.金額11,74.金額12,75.金額13,76.金額14,77.金額15,78.金額16,79.金額17,80.金額18,81.金額19,82.金額20,83.金額21,84.金額22,85.金額23,86.金額24,87.金額25,88.金額26,89.金額27,90.金額28,91.金額29,92.金額30,93.金額31,94.金額32,95.金額33,96.金額34,97.金額35,98.金額36,99.金額37,100.金額38,101.金額39,102.金額40,103.金額41,104.金額42,105.金額43,106.金額44,107.金額45,108.金額46,109.金額47,110.金額48,111.金額49,112.金額50,113.高齢負担区分,114.分娩種類,115.排出順番号,116.排出総数,117.産個人コード,118.産性別,119.産氏名漢字,120.産続柄コード,121.他法支給有無,122.死亡者との続柄,123.金額訂正有無,124.税区分,125.単独合算区分,126.多数該当区分,127.混合区分,128.レセプト件数,129.療養種類,130.診療科コード,131.疾病名漢字,132.入外区分,133.公費負担者番号,134.起点漢字,135.終点漢字,136.減額長期区分,137.廃止事由,138.交付区分,139.認定申請番号,140.特定疾病区分,141.事故発生場所,142.治療状況区分,143.求償状況区分,144.公害番号,145.公害手帳番号,146.減免割合,147.点数表,148.時効フラグ,149.振名義人カナ氏名,150.振名義人漢字氏名,151.振名義人個人コード,152.振税目コード,153.振銀行コード,154.振支店コード,155.振口座種別,156.振口座番号,157.振込金額1,158.振2名義人カナ氏名,159.振2名義人漢字氏名,160.振2名義人個人コード,161.振2税目コード,162.振2銀行コード,163.振2支店コード,164.振2口座種別,165.振2口座番号,166.振込金額2,167.振3名義人カナ氏名,168.振3名義人漢字氏名,169.振3名義人個人コード,170.振3税目コード,171.振3銀行コード,172.振3支店コード,173.振3口座種別,174.振3口座番号,175.振込金額3,176.員番号,177.行政区,178.通知区,179.受付区,180.金額51,181.金額52,182.金額53,183.金額54,184.金額55,185.金額56,186.金額57,187.金額58,188.金額59,189.金額60,190.金額61,191.金額62,192.金額63,193.金額64,194.金額65,195.金額66,196.金額67,197.金額68,198.金額69,199.金額70,200.金額71,201.金額72,202.金額73,203.金額74,204.金額75,205.金額76,206.金額77,207.金額78,208.金額79,209.金額80,210.金額81,211.金額82,212.金額83,213.金額84,214.金額85,215.金額86,216.金額87,217.金額88,218.金額89

代理人

1.申請番号,2.代理人区分,3.記号番号,4.世帯コード,5.個人コード,6.氏名カナ,7.氏名漢字,8.生年月日,9.性別,10.住所コード1,11.住所コード2,12.住所漢字1,13.住所漢字2,14.住所漢字3,15.住所漢字4,16.住所漢字5,17.方書漢字,18.郵便番号親番,19.郵便番号子番,20.電話番号,21.更新時間,22.更新年月日,23.担当者コード

高額介護合算申請書

1.申請番号,2.支給申請書整理番号,3.記号番号,4.個人コード,5.世代,6.履歴シーケンス,7.被保険者資格喪失年月日,8.被保険者資格喪失事由,9.所得区分,10.所得区分70歳以上の者に係る,11.国保保険者番号,12.国保被保険者証記号,13.国保被保険者証番号,14.国保世帯番号,15.国保続柄,16.国保保険者名称,17.国保加入期間開始年月日,18.国保加入期間終了年月日,19.後期保険者番号,20.後期被保険者番号,21.後期広域連合名称,22.後期加入期間開始年月日,23.後期加入期間終了年月日,24.介護証記載保険者番号,25.介護被保険者番号,26.介護保険者名称,27.介護加入期間開始年月日,28.介護加入期間終了年月日,29.支給方法,30.口座管理番号,31.金融機関コード,32.店舗コード,33.種目,34.口座番号,35.口座名義人カナ,36.振込先口座管理番号,37.国保加入履歴1開始年月日,38.国保加入履歴1終了年月日,39.国保加入履歴2開始年月日,40.国保加入履歴2終了年月日,41.国保加入履歴3開始年月日,42.国保加入履歴3終了年月日,43.更新年月日,44.更新時間

自己負担情報

1.申請番号,2.支給申請書整理番号,3.保険制度コード,4.保険者番号,5.保険者名称,6.被保険者証記号,7.被保険者証番号,8.自己負担額証明書整理番号,9.所得区分,10.所得区分70歳以上の者に係る,11.突合用後期高齢者医療保険者番号,12.突合用後期高齢者医療被保険者番号,13.突合用国民健康保険被保険者番号,14.突合用国民健康保険被保険者証番号,15.突合用国民健康保険被保険者個人番号,16.異動区分,17.補正済自己負担額送付区分,18.対象年度,19.対象計算期間開始,20.対象計算期間終了,21.被保険者期間開始,22.被保険者期間終了,23.申請年月日,24.自己負担額初4月,25.うち前期高齢負担額初4月,26.高額支給額70歳未満初4月,27.高額支給額70歳以上初4月,28.摘要初4月,29.自己負担額初5月,30.うち前期高齢負担額初5月,31.高額支給額70歳未満初5月,32.高額支給額70歳以上初5月,33.摘要初5月,34.自己負担額初6月,35.うち前期高齢負担額初6月,36.高額支給額70歳未満初6月,37.高額支給額70歳以上初6月,38.摘要初6月,39.自己負担額初7月,40.うち前期高齢負担額初7月,41.高額支給額70歳未満初7月,42.高額支給額70歳以上初7月,43.摘要初7月,44.自己負担額8月,45.うち前期高齢負担額8月,46.高額支給額70歳未満8月,47.高額支給額70歳以上8月,48.摘要8月,49.自己負担額9月,50.うち前期高齢負担額9月,51.高額支給額70歳未満9月,52.高額支給額70歳以上9月,53.摘要9月,54.自己負担額10月,55.うち前期高齢負担額10月,56.高額支給額70歳未満10月,57.高額支給額70歳以上10月,58.摘要10月,59.自己負担額11月,60.うち前期高齢負担額11月,61.高額支給額70歳未満11月,62.高額支給額70歳以上11月,63.摘要11月,64.自己負担額12月,65.うち前期高齢負担額12月,66.高額支給額70歳未満12月,67.高額支給額70歳以上12月,68.摘要12月,69.自己負担額1月,70.うち前期高齢負担額1月,71.高額支給額70歳未満1月,72.高額支給額70歳以上1月,73.摘要1月,74.自己負担額2月,75.うち前期高齢負担額2月,76.高額支給額70歳未満2月,77.高額支給額70歳以上2月,78.摘要2月,79.自己負担額3月,80.うち前期高齢負担額3月,81.高額支給額70歳未満3月,82.高額支給額70歳以上3月,83.摘要3月,84.自己負担額4月,85.うち前期高齢負担額4月,86.高額支給額70歳未満4月,87.高額支給額70歳以上4月,88.摘要4月,89.自己負担額5月,90.うち前期高齢負担額5月,91.高額支給額70歳未満5月,92.高額支給額70歳以上5月,93.摘要5月,94.自己負担額6月,95.うち前期高齢負担額6月,96.高額支給額70歳未満6月,97.高額支給額70歳以上6月,98.摘要6月,99.自己負担額7月,100.うち前期高齢負担額7月,101.高額支給額70歳未満7月,102.高額支給額70歳以上7月,103.摘要7月,104.自己負担額合計,105.うち前期高齢負担額合計,106.高額支給額70歳未満合計,107.高額支給額70歳以上合計,108.宛先氏名漢字,109.宛先郵便番号,110.宛先住所漢字,111.証明書発行年月日,112.証明書発行者名,113.証明書発行者郵便番号,114.証明書発行者住所漢字,115.問い合わせ先郵便番号,116.問い合わせ先住所,117.問い合わせ先名称,118.問い合わせ先名称,119.問い合わせ先電話番号,120.計算結果送付先郵便番号,121.計算結果送付先住所,122.計算結果送付先名称,123.計算結果送付先名称,124.計算結果送付先電話番号,125.窓口払対象者判定コード,126.支払場所,127.支払期間開始年月日,128.支払期間終了年月日,129.支払期間開始曜日,130.支払期間終了曜日,131.支払期間開始時間,132.支払期間終了時間,133.情報交換識別番号,134.備考欄,135.更新年月日,136.更新時間

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

自己負担情報全件

1.申請番号,2.支給申請書整理番号,3.保険制度コード,4.保険者番号,5.保険者名称,6.被保険者証記号,7.被保険者証番号,8.自己負担額証明書整理番号,9.所得区分,10.所得区分70歳以上の者に係る,11.突合用後期高齢者医療保険者番号,12.突合用後期高齢者医療被保険者番号,13.突合用国民健康保険被保険者番号,14.突合用国民健康保険被保険者証番号,15.突合用国民健康保険被保険者個人番号,16.異動区分,17.補正済自己負担額送付区分,18.対象年度,19.対象計算期間開始,20.対象計算期間終了,21.被保険者期間開始,22.被保険者期間終了,23.申請年月日,24.自己負担額初4月,25.うち前期高齢負担額初4月,26.高額支給額70歳未満初4月,27.高額支給額70歳以上初4月,28.摘要初4月,29.自己負担額初5月,30.うち前期高齢負担額初5月,31.高額支給額70歳未満初5月,32.高額支給額70歳以上初5月,33.摘要初5月,34.自己負担額初6月,35.うち前期高齢負担額初6月,36.高額支給額70歳未満初6月,37.高額支給額70歳以上初6月,38.摘要初6月,39.自己負担額初7月,40.うち前期高齢負担額初7月,41.高額支給額70歳未満初7月,42.高額支給額70歳以上初7月,43.摘要初7月,44.自己負担額8月,45.うち前期高齢負担額8月,46.高額支給額70歳未満8月,47.高額支給額70歳以上8月,48.摘要8月,49.自己負担額9月,50.うち前期高齢負担額9月,51.高額支給額70歳未満9月,52.高額支給額70歳以上9月,53.摘要9月,54.自己負担額10月,55.うち前期高齢負担額10月,56.高額支給額70歳未満10月,57.高額支給額70歳以上10月,58.摘要10月,59.自己負担額11月,60.うち前期高齢負担額11月,61.高額支給額70歳未満11月,62.高額支給額70歳以上11月,63.摘要11月,64.自己負担額12月,65.うち前期高齢負担額12月,66.高額支給額70歳未満12月,67.高額支給額70歳以上12月,68.摘要12月,69.自己負担額1月,70.うち前期高齢負担額1月,71.高額支給額70歳未満1月,72.高額支給額70歳以上1月,73.摘要1月,74.自己負担額2月,75.うち前期高齢負担額2月,76.高額支給額70歳未満2月,77.高額支給額70歳以上2月,78.摘要2月,79.自己負担額3月,80.うち前期高齢負担額3月,81.高額支給額70歳未満3月,82.高額支給額70歳以上3月,83.摘要3月,84.自己負担額4月,85.うち前期高齢負担額4月,86.高額支給額70歳未満4月,87.高額支給額70歳以上4月,88.摘要4月,89.自己負担額5月,90.うち前期高齢負担額5月,91.高額支給額70歳未満5月,92.高額支給額70歳以上5月,93.摘要5月,94.自己負担額6月,95.うち前期高齢負担額6月,96.高額支給額70歳未満6月,97.高額支給額70歳以上6月,98.摘要6月,99.自己負担額7月,100.うち前期高齢負担額7月,101.高額支給額70歳未満7月,102.高額支給額70歳以上7月,103.摘要7月,104.自己負担額合計,105.うち前期高齢負担額合計,106.高額支給額70歳未満合計,107.高額支給額70歳以上合計,108.宛先氏名漢字,109.宛先郵便番号,110.宛先住所漢字,111.証明書発行年月日,112.証明書発行者名,113.証明書発行者郵便番号,114.証明書発行者住所漢字,115.問い合わせ先郵便番号,116.問い合わせ先住所,117.問い合わせ先名称,118.問い合わせ先名称,119.問い合わせ先電話番号,120.計算結果送付先郵便番号,121.計算結果送付先住所,122.計算結果送付先名称,123.計算結果送付先名称,124.計算結果送付先電話番号,125.窓口払対象者判定コード,126.支払場所,127.支払期間開始年月日,128.支払期間終了年月日,129.支払期間開始曜日,130.支払期間終了曜日,131.支払期間開始時間,132.支払期間終了時間,133.情報交換識別番号,134.備考欄,135.更新年月日,136.更新時間

自己負担情報勸奨用

1.申請番号,2.支給申請書整理番号,3.保険制度コード,4.保険者番号,5.保険者名称,6.被保険者証記号,7.被保険者証番号,8.自己負担額証明書整理番号,9.所得区分,10.所得区分70歳以上の者に係る,11.突合用後期高齢者医療保険者番号,12.突合用後期高齢者医療被保険者番号,13.突合用国民健康保険被保険者番号,14.突合用国民健康保険被保険者証番号,15.突合用国民健康保険被保険者個人番号,16.異動区分,17.補正済自己負担額送付区分,18.対象年度,19.対象計算期間開始,20.対象計算期間終了,21.被保険者期間開始,22.被保険者期間終了,23.申請年月日,24.自己負担額初4月,25.うち前期高齢負担額初4月,26.高額支給額70歳未満初4月,27.高額支給額70歳以上初4月,28.摘要初4月,29.自己負担額初5月,30.うち前期高齢負担額初5月,31.高額支給額70歳未満初5月,32.高額支給額70歳以上初5月,33.摘要初5月,34.自己負担額初6月,35.うち前期高齢負担額初6月,36.高額支給額70歳未満初6月,37.高額支給額70歳以上初6月,38.摘要初6月,39.自己負担額初7月,40.うち前期高齢負担額初7月,41.高額支給額70歳未満初7月,42.高額支給額70歳以上初7月,43.摘要初7月,44.自己負担額8月,45.うち前期高齢負担額8月,46.高額支給額70歳未満8月,47.高額支給額70歳以上8月,48.摘要8月,49.自己負担額9月,50.うち前期高齢負担額9月,51.高額支給額70歳未満9月,52.高額支給額70歳以上9月,53.摘要9月,54.自己負担額10月,55.うち前期高齢負担額10月,56.高額支給額70歳未満10月,57.高額支給額70歳以上10月,58.摘要10月,59.自己負担額11月,60.うち前期高齢負担額11月,61.高額支給額70歳未満11月,62.高額支給額70歳以上11月,63.摘要11月,64.自己負担額12月,65.うち前期高齢負担額12月,66.高額支給額70歳未満12月,67.高額支給額70歳以上12月,68.摘要12月,69.自己負担額1月,70.うち前期高齢負担額1月,71.高額支給額70歳未満1月,72.高額支給額70歳以上1月,73.摘要1月,74.自己負担額2月,75.うち前期高齢負担額2月,76.高額支給額70歳未満2月,77.高額支給額70歳以上2月,78.摘要2月,79.自己負担額3月,80.うち前期高齢負担額3月,81.高額支給額70歳未満3月,82.高額支給額70歳以上3月,83.摘要3月,84.自己負担額4月,85.うち前期高齢負担額4月,86.高額支給額70歳未満4月,87.高額支給額70歳以上4月,88.摘要4月,89.自己負担額5月,90.うち前期高齢負担額5月,91.高額支給額70歳未満5月,92.高額支給額70歳以上5月,93.摘要5月,94.自己負担額6月,95.うち前期高齢負担額6月,96.高額支給額70歳未満6月,97.高額支給額70歳以上6月,98.摘要6月,99.自己負担額7月,100.うち前期高齢負担額7月,101.高額支給額70歳未満7月,102.高額支給額70歳以上7月,103.摘要7月,104.自己負担額合計,105.うち前期高齢負担額合計,106.高額支給額70歳未満合計,107.高額支給額70歳以上合計,108.宛先氏名漢字,109.宛先郵便番号,110.宛先住所漢字,111.証明書発行年月日,112.証明書発行者名,113.証明書発行者郵便番号,114.証明書発行者住所漢字,115.問い合わせ先郵便番号,116.問い合わせ先住所,117.問い合わせ先名称,118.問い合わせ先名称,119.問い合わせ先電話番号,120.計算結果送付先郵便番号,121.計算結果送付先住所,122.計算結果送付先名称,123.計算結果送付先名称,124.計算結果送付先電話番号,125.窓口払対象者判定コード,126.支払場所,127.支払期間開始年月日,128.支払期間終了年月日,129.支払期間開始曜日,130.支払期間終了曜日,131.支払期間開始時間,132.支払期間終了時間,133.情報交換識別番号,134.備考欄,135.更新年月日,136.更新時間

自己負担情報明細

1.申請番号,2.支給申請書整理番号,3.自己負担額証明書整理番号,4.レコード種類,5.請求年月,6.レセプト区分,7.連番,8.レセプト番号,9.明細番号,10.診療年月,11.記号番号,12.個人番号,13.性別,14.生年月日,15.医療機関コード,16.種別1,17.種別2,18.入外区分,19.点数表,20.療養費種別,21.診療実日数,22.決定点数,23.一部負担金,24.公費負担者番号,25.公費受給者番号,26.公費負担日数,27.公費負担点数,28.公費負担分患者負担額,29.公費負担者番号,30.公費受給者番号,31.公費負担日数,32.公費負担点数,33.公費負担分患者負担額,34.特記1,35.特記2,36.特記3,37.特記4,38.特記5,39.給付資格区分,40.給付コード,41.合算用\_決定点数,42.合算用\_負担者負担額,43.合算用\_高額療養費,44.合算用\_70歳以上高額療養費,45.合算用\_長期高額療養費,46.合算用\_患者負担額,47.公1\_合算用\_決定点数,48.公1\_合算用\_負担者負担額,49.公1\_合算用\_高額療養費,50.公1\_合算用\_70歳以上高額療養費,51.公1\_合算用\_長期高額療養費,52.公1\_合算用\_患者負担額,53.公2\_合算用\_決定点数,54.公2\_合算用\_負担者負担額,55.公2\_合算用\_高額療養費,56.公2\_合算用\_70歳以上高額療養費,57.公2\_合算用\_長期高額療養費,58.公2\_合算用\_患者負担額,59.合計\_合算用\_決定点数,60.合計\_合算用\_負担者負担額,61.合計\_合算用\_高額療養費,62.合計\_合算用\_70歳以上高額療養費,63.合計\_合算用\_長期高額療養費,64.合計\_合算用\_患者負担額,65.更新年月日,66.更新時間,67.突合用記号番号

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

**自己負担情報明細全件**

1.申請番号,2.支給申請書整理番号,3.自己負担額証明書整理番号,4.レコード種類,5.請求年月,6.レセプト区分,7.連番,8.レセプト番号,9.明細番号,10.診療年月,11.記号番号,12.個人番号,13.性別,14.生年月日,15.医療機関コード,16.種別1,17.種別2,18.入外区分,19.点数表,20.療養費種別,21.診療実日数,22.決定点数,23.一部負担金,24.公費負担者番号,25.公費受給者番号,26.公費負担日数,27.公費負担点数,28.公費負担分患者負担額,29.公費負担者番号,30.公費受給者番号,31.公費負担日数,32.公費負担点数,33.公費負担分患者負担額,34.特記1,35.特記2,36.特記3,37.特記4,38.特記5,39.給付資格区分,40.給付コード,41.合算用\_決定点数,42.合算用\_負担者負担額,43.合算用\_高額療養費,44.合算用\_70歳以上高額療養費,45.合算用\_長期高額療養費,46.合算用\_患者負担額,47.公1\_合算用\_決定点数,48.公1\_合算用\_負担者負担額,49.公1\_合算用\_高額療養費,50.公1\_合算用\_70歳以上高額療養費,51.公1\_合算用\_長期高額療養費,52.公1\_合算用\_患者負担額,53.公2\_合算用\_決定点数,54.公2\_合算用\_負担者負担額,55.公2\_合算用\_高額療養費,56.公2\_合算用\_70歳以上高額療養費,57.公2\_合算用\_長期高額療養費,58.公2\_合算用\_患者負担額,59.合計\_合算用\_決定点数,60.合計\_合算用\_負担者負担額,61.合計\_合算用\_高額療養費,62.合計\_合算用\_70歳以上高額療養費,63.合計\_合算用\_長期高額療養費,64.合計\_合算用\_患者負担額,65.更新年月日,66.更新時間,67.突合用記号番号

**団体内統合宛名**

1.個人番号、2.情報提供用個人番号識別符号、3.団体内宛名番号

**中間サーバー**

1.情報提供等の記録等

**給付証**

1.申請番号,2.履歴シーケンス,3.申請内容区分,4.事由発生時点:記号番号,5.事由発生時点:個人番号,6.申請者:記号番号,7.申請者:個人コード,8.発行年月日,9.回収年月日,10.交付事由,11.担当者コード,12.更新年月日,13.更新時間,14.連番,15.再交付事由,16.交付日,17.回収日

**資格情報(世帯)**

1.市町村保険者番号,2.データ区分,3.被保険者証記号,4.被保険者証番号,5.世帯番号,6.行政区保険者番号,7.市町村合併・旧番号情報\_旧市町村保険者変更日,8.市町村合併・旧番号情報\_旧市町村保険者番号,9.市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証記号,10.市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証番号,11.市町村合併・旧番号情報\_旧世帯番号,12.市町村合併・旧番号情報\_旧番号有効日,13.市町村合併・旧番号情報\_旧行政区保険者番号,14.基本情報\_世帯主氏名(カナ),15.基本情報\_世帯主氏名(漢字),16.基本情報\_世帯主氏名(カナ)文字数・未登録外字有無,17.基本情報\_世帯主氏名(漢字)文字数・未登録外字有無,18.基本情報\_郵便番号(管理用),19.基本情報\_住所(管理用),20.基本情報\_番地(管理用),21.基本情報\_方書(管理用),22.基本情報\_電話番号(管理用),23.基本情報\_住所(管理用)文字数・未登録外字有無,24.基本情報\_方書(管理用)文字数・未登録外字有無,25.基本情報\_世帯主氏名(カナ)(発送用),26.基本情報\_世帯主氏名(漢字)(発送用),27.基本情報\_世帯主氏名(カナ)(発送用)文字数・未登録外字有無,28.基本情報\_世帯主氏名(漢字)(発送用)文字数・未登録外字有無,29.基本情報\_郵便番号(発送用),30.基本情報\_住所(発送用),31.基本情報\_番地(発送用),32.基本情報\_方書(発送用),33.基本情報\_電話番号(発送用),34.基本情報\_住所(発送用)文字数・未登録外字有無,35.基本情報\_方書(発送用)文字数・未登録外字有無,36.基本情報\_地区統計コード(リスト出力用),37.基本情報\_行政区コード(リスト出力用),38.基本情報\_世帯区分,39.世帯異動履歴\_異動届出日,40.世帯異動履歴\_異動年月日,41.世帯異動履歴\_異動事由,42.世帯異動履歴\_国保適用開始届出日,43.世帯異動履歴\_国保適用開始年月日,44.世帯異動履歴\_国保適用開始事由,45.世帯異動履歴\_国保適用終了届出日,46.世帯異動履歴\_国保適用終了年月日,47.世帯異動履歴\_国保適用終了事由,48.世帯異動履歴\_国保適用変更届出日,49.世帯異動履歴\_国保適用変更年月日,50.世帯異動履歴\_国保適用変更事由,51.世帯異動履歴\_世帯主宛名番号,52.世帯異動履歴\_世帯主区分,53.世帯異動履歴\_旧世帯主宛名番号,54.終了識別子,55.予備1,56.予備2,57.予備3,58.予備4,59.予備5,60.予備6,61.予備7,62.予備8,63.予備9,64.予備10

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

資格情報(個人)

1.市町村保険者番号,2.データ区分,3.被保険者証記号,4.被保険者証番号,5.世帯番号,6.宛名番号,7.個人番号(マイナンバー),8.予備,9.市町村被保険者ID,10.行政区保険者番号,11.市町村合併・旧番号情報\_旧市町村保険者変更日,12.市町村合併・旧番号情報\_旧市町村保険者番号,13.市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証記号,14.市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証番号,15.市町村合併・旧番号情報\_旧世帯番号,16.市町村合併・旧番号情報\_旧宛名番号,17.市町村合併・旧番号情報\_旧番号有効日,18.市町村合併・旧番号情報\_旧宛名番号有効日,19.市町村合併・旧番号情報\_旧行政区保険者番号,20.基本情報\_氏名(カナ),21.基本情報\_氏名(漢字),22.基本情報\_通称名(カナ),23.基本情報\_通称名(漢字),24.基本情報\_本名通称名区分コード,25.基本情報\_氏名(カナ)文字数・未登録外字有無,26.基本情報\_氏名(漢字)文字数・未登録外字有無,27.基本情報\_通称名(カナ)文字数・未登録外字有無,28.基本情報\_通称名(漢字)文字数・未登録外字有無,29.基本情報\_生年月日,30.基本情報\_性別,31.基本情報\_続柄,32.基本情報\_氏名(カナ)(発送用),33.基本情報\_氏名(漢字)(発送用),34.基本情報\_氏名(カナ)(発送用)文字数・未登録外字有無,35.基本情報\_氏名(漢字)(発送用)文字数・未登録外字有無,36.基本情報\_郵便番号(発送用),37.基本情報\_住所(発送用),38.基本情報\_番地(発送用),39.基本情報\_方書(発送用),40.基本情報\_電話番号(発送用),41.基本情報\_住所(発送用)文字数・未登録外字有無,42.基本情報\_方書(発送用)文字数・未登録外字有無,43.基本情報\_住基転入前コード,44.基本情報\_住基転出先コード,45.基本情報\_住登外フラグ,46.基本情報\_性別抑止フラグ,47.基本情報\_送付物抑止フラグ(個人単位),48.資格得喪履歴\_国保適用開始届出日,49.資格得喪履歴\_国保適用開始年月日,50.資格得喪履歴\_国保適用開始事由,51.資格得喪履歴\_国保適用終了届出日,52.資格得喪履歴\_国保適用終了年月日,53.資格得喪履歴\_国保適用終了事由,54.資格得喪履歴\_国保適用変更届出日,55.資格得喪履歴\_国保適用変更年月日,56.資格得喪履歴\_国保適用変更事由,57.資格得喪履歴\_国保資格取得届出日,58.資格得喪履歴\_国保資格取得年月日,59.資格得喪履歴\_国保資格取得事由,60.資格得喪履歴\_国保資格喪失届出日,61.資格得喪履歴\_国保資格喪失年月日,62.資格得喪履歴\_国保資格喪失事由,63.資格得喪履歴\_保険証回収日,64.資格得喪履歴\_保険証回収事由,65.資格得喪履歴\_給付開始年月日,66.資格得喪履歴\_給付終了年月日,67.資格得喪履歴\_制度,68.資格得喪履歴\_退職本人コード,69.資格得喪履歴\_本人との続柄,70.終了識別子,71.個人異動履歴\_異動届出日,72.個人異動履歴\_異動年月日,73.個人異動履歴\_異動事由,74.個人異動履歴\_学遠該当,75.個人異動履歴\_施設入所区分,76.個人異動履歴\_住居地市町村保険者番号,77.個人異動履歴\_原爆区分,78.終了識別子,79.被保証等履歴\_証区分,80.被保証等履歴\_交付年月日,81.被保証等履歴\_有効期限,82.被保証等履歴\_適用年月日,83.被保証等履歴\_回収日,84.被保証等履歴\_回収事由,85.終了識別子,86.高齢受給者証履歴\_交付年月日,87.高齢受給者証履歴\_有効期限,88.高齢受給者証履歴\_発効期日,89.高齢受給者証履歴\_一部負担金割合,90.高齢受給者証履歴\_回収日,91.高齢受給者証履歴\_回収事由,92.終了識別子,93.各種証履歴\_証区分,94.各種証履歴\_交付年月日,95.各種証履歴\_有効期限,96.各種証履歴\_発効期日,97.各種証履歴\_回収日,98.各種証履歴\_回収事由,99.各種証履歴\_限度額適用区分,100.各種証履歴\_長期入院該当年月日,101.各種証履歴\_自己負担限度額,102.各種証履歴\_認定疾病名コード,103.各種証履歴\_減免等証明(証明区分),104.各種証履歴\_減免等証明(割合),105.各種証履歴\_減免等証明(開始年月日),106.各種証履歴\_減免等証明(終了年月日),107.終了識別子,108.予備1,109.予備2,110.予備3,111.予備4,112.予備5,113.予備6,114.予備7,115.予備8,116.予備9,117.予備10

国保資格取得喪失年月日連携ファイル

1.市町村保険者番号,2.被保険者証記号,3.被保険者証番号,4.世帯番号,5.宛名番号,6.国保資格取得届出日,7.国保資格取得年月日,8.国保資格取得事由,9.国保資格喪失届出日,10.国保資格喪失年月日,11.国保資格喪失事由,12.終了識別子,13.予備1,14.予備2,15.予備3,16.予備4,17.予備5,18.予備6,19.予備7,20.予備8,21.予備9,22.予備10

市町村被保険者ID連携ファイル

1.市町村保険者番号,2.被保険者証記号,3.被保険者証番号,4.世帯番号,5.宛名番号,6.市町村被保険者ID,7.予備1,8.予備2,9.予備3,10.予備4,11.予備5,12.予備6,13.予備7,14.予備8,15.予備9,16.予備10

転居月75歳到達時特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用)

1.市町村保険者番号,2.被保険者証記号,3.被保険者証番号,4.世帯番号,5.宛名番号,6.対象年月,7.転居月75歳到達時特例対象者フラグ,8.予備1,9.予備2,10.予備3,11.予備4,12.予備5,13.予備6,14.予備7,15.予備8,16.予備9,17.予備10

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険給付ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】</p> <p>&lt;国保連合会からの入手時における措置（国保総合PCにおける措置）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック（*）が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</li> <li>*：ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている（宛名番号が同じ）人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</li> </ul> <p>&lt;その他の入手時における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの申請においては、本人の個人番号カードにより、個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、対面による聞き取り等により対象者を特定する。</li> <li>・他自治体及び他部署からの情報取得においては、個人番号及び基本4情報の合致により被保険者を特定する。</li> </ul> <p>【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】</p> <p>&lt;国保連合会からの入手時における措置（国保総合PCにおける措置）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース（*）によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</li> <li>*：ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合（国保集約）システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合（国保集約）システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目（法令等で定められた範囲）でないと、国保連合会の国保総合（国保集約）システムからデータ配信ができないしくみになっている。</li> </ul> <p>&lt;その他の入手時における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人からの申請等による入手については、必要項目のみ記載できる用紙を使用し、必要な情報以外の入手を防止する。</li> <li>・他自治体及び他部署からの情報取得においては、国民健康保険給付に関する資料の回送、法令に基づく通知・照会のため必要な情報以外の入手はしない。</li> <li>・各庁内連携システムにおいては、情報の取得を必要情報のみ限定しており、それ以外の情報の取得はできない構成となっている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[            十分である            ]</p> <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【不適切な方法で入手が行われるリスクのための措置の内容】</p> <p>&lt;国保連合会からの入手時における措置（国保総合PCにおける措置）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース（法令で定められる範囲）でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合（国保集約）システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</li> </ul> <p>&lt;その他の入手時における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの申請については、国民健康保険の給付に係る資料となる旨説明して取得することで、不適切な入手を防止している。</li> <li>・庁内連携や他団体からの情報提供ネットワークによる入手については、職員毎に業務範囲に対応した権限によるアクセスコントロールを行い不適切な入手を防止している。</li> <li>・庁内連携システムは操作者が共通基盤システムには、直接接続することができないシステムとなっている。</li> <li>・統合宛名システムユーザ単位に権限を分けており、事務を行う上で必要最低限な項目だけに制限することで、ユーザがシステム上で不適切な方法で入手が行えないよう対策を講じている。</li> </ul> <p>【入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクのための措置の内容】</p> <p>&lt;国保連合会からの入手時における措置（国保総合PCにおける措置）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。さらに、国保連合会においても当市の国民健康保険市区町村事務処理システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</li> </ul>	

<その他の入手時における措置>  
 ・住民からの申請においては、本人の個人番号カード又は個人番号通知カードにより、個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、対面による聞き取り等により対象者を特定する。  
 ・各事務システムで唯一無二の個人コードを用いて管理するシステムとなっている。

**【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクのための措置の内容】**

<国保連合会からの入手時における措置(国保総合PCにおける措置)>  
 ・当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。  
 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。  
 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。  
 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。  
 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。  
 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

**<電子記録媒体使用時の措置>**

国保総合PCと国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。  
 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。  
 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。  
 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。  
 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。  
 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。

**<その他の入手時における措置>**

・紙及び電子媒体により提出される保険給付に係る資料は、作業場所を特定し鍵付きの保管庫に保管し漏えい・紛失を防止している。

**3. 特定個人情報の使用**

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><b>【宛名システム等における措置の内容】</b>          ・ユーザ単位の権限により、不要なアクセスを行えないよう制御している。          ・個人番号を利用しない各システムから要求に応じないよう制御している。          ・中間サーバーからの要求に応じるだけであるため、必要な情報の切分けは中間サーバーで行われている。          ・特定個人情報の中間サーバーとの連携システムであり、その他のシステムに連携する機能は有していない。</p> <p><b>【事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容】</b>          ・事務に必要なない情報はシステム内に保持しない。          ・データで提出されるなどによりシステム内に保持せざるを得ない場合は、データベース上には保持するが、画面には表示しないよう制御を行う。          ・庁内連携システムと接続するが、事務に必要なない情報と紐付かないように制御している。          ・個人番号が必要な際に自動で統合宛名システムに要求するのみで、それ以外の要求はできないシステムとなっている。</p> <p><b>【その他の措置の内容】</b>          &lt;国保総合PCにおける措置&gt;          ・職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。          * :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC等上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

<p>ユーザ認証の管理</p>	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;          1) 行っている 2) 行っていない</p>
<p>具体的な管理方法</p>	<p>・システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とパスワードによる二要素認証とすることでなりすましを防止している。          ・職員が退職した等により、システムを利用しなくなった場合については、各事務を所管する事業課からの依頼に応じて、速やかにシステムの利用権限を消去することとしている。</p>

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権限の妥当性を確認したうえで、各事務を所管する担当課からの依頼に応じ、システム管理者が必要な権限を付与している。</li> <li>・アクセス権限は定期的に見直しを行っている。</li> <li>・アクセスログやシステム操作の履歴(利用者ID、日時、システムへのアクセス状況、データへのアクセス状況)を記録している。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>【従業員が事務外で使用するリスクのための措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する職員に対して情報セキュリティ研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。</li> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> </ul> <p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクのための措置の内容】</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。</li> </ul> <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p>&lt;電子記録媒体使用時の措置&gt;</p> <p>国保総合PCと国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</li> <li>・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ul> <p>&lt;その他における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製していない。</li> <li>・統合宛名システムにおいて、各システム上の管理権限を与えられたもの以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。</li> </ul>			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない			
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先における安全管理措置、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先は、越谷市との契約書と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託契約をした者が委託先との契約書の内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。・越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。</p> <p>この場合において、委託先は、越谷市との契約書と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託契約をした者が委託先との契約書の内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</li> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul>		
その他の措置の内容	—		

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【国保総合(国保集約)における物理的安全管理措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムのサーバー等の機器が設置されている場所へ入出できる者を制限し、入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。</li> <li>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・許可された電子媒体や機器等以外の使用制限、システムへの接続制限等の措置を行う。</li> <li>・手続きに基づき、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す必要が生じた場合には、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方を講じる。</li> <li>・特定個人情報等が記録された電子媒体及び書類等を削除又は廃棄する場合は、できるだけ速やかに復元できない手段を講じる。</li> <li>・個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認を行う。</li> </ul> <p>【委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先に対して、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、委託契約終了時の個人情報の返還・処分を義務付けている。また、必要があると認められるときは、委託先に対し報告、検査等を求めることができる。</li> <li>・「越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承認があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分することを義務付けている。</li> </ul> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul> <p>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない		
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に情報セキュリティ研修を実施し、個人情報の取扱いについて指導している。</li> <li>・使用部署からデータ利用申請を提出させ、事務担当部署がその法的根拠等を判断し、承認したものののみ移転を許可することを内部規定に定めている。</li> </ul>	
その他の措置の内容	システム連携による移転・提供に関連する情報は全て履歴を記録している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を提供する場合は必ず所属長の確認行為をするよう定めている。</li> <li>・システムを利用する職員等に対し情報セキュリティ研修を実施し、個人情報の取扱いについて指導している。</li> <li>・移転先は決定されているものであるため、システム制御により担保されている。</li> </ul> <p>【誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携では、番号法及び条例にて規定された部署のみ照会可能となっている。</li> <li>・庁内連携では、本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、規定された情報のみ照会対象としている。</li> </ul>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;越谷市における措置&gt; ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一元化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;国民健康保険システムのソフトウェアにおける措置&gt; ・情報照会・情報提供の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	<p>【物理的対策】 &lt;越谷市における措置&gt; ・大部分のシステムについては強固なデータセンターへサーバを移設している。 ・データセンターや庁内サーバ室の出入口には生体認証による入退室管理設備を設置している。 ・庁内サーバ室へ入室可能な職員を限定し、更に入退室管理簿の記入を徹底している。 ・端末使用時に離席する場合、第三者に使用されることや許可なく情報が閲覧されないようにログオフ等の適切な措置を行っている。 ・端末は、ワイヤーロックによって盗難を防止している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p> <p>【技術的対策】 &lt;越谷市における措置&gt; ・コンピュータウイルス監視ソフトを導入している。また新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。 ・システムを利用できる職員を限定している。 ・ログインには生体認証を用いており、簡単になりすぎることができないよう制御している。 ・アクセスログや操作ログといった履歴を記録している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離れた閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt; ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクのための措置の内容】</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクはない。</li> </ul> <p>&lt;その他における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。</li> </ul> <p>【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクのための措置の内容】</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。</li> <li>・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクはない。</li> </ul> <p>&lt;その他における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー、端末(パソコン)、外部記録媒体、紙文書等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。機器リース終了による返却の場合も、同様とする。</li> <li>・紙文書は、溶解またはシュレッダー処分を行う。</li> <li>・電磁的な記録媒体は、消去を行ったうえで廃棄する。</li> <li>・サーバー、パソコン等情報機器については、記録装置に対しデータ消去を行う。</li> <li>・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。</li> <li>・特定個人情報が記録されていた電子機器については物理消去を実施する。</li> </ul>	
8. 監査	
実施の有無	<input type="radio"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="radio"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;越谷市における措置&gt;</p> <p>毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバーも含む)についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を閲覧するなどの情報共有を図り、勉強の機会を与えている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修</li> <li>・教育頻度: 年間1回程度</li> <li>・教育方法: 集合教育</li> <li>・教育対象: 職員等</li> <li>・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結する。</li> </ul> <p>&lt;サイバーセキュリティに関する教育・啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項: 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの</li> <li>・教育頻度: おおむね一年ごと</li> <li>・教育方法: 集合教育</li> <li>・教育対象: 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者</li> <li>・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結する。</li> </ul> <p>* 「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p>
10. その他のリスク対策	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、情報セキュリティに関連する意識調査を実施することとしている。</li> <li>・毎年、個人情報を取扱う事業課の中から複数課所を選定し情報セキュリティを専門に扱う事業者による外部監査を実施することとしている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバープラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</li> </ul>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136
②請求方法	必要事項を記載した開示請求書等を提出する。 ※電話及びFAXでの請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。 ※越谷市ホームページ上に、請求方法、開示請求書の様式等を掲載している。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	越谷市保健医療部国保年金課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9154
②対応方法	受付票を作成し、問合せ内容・対応等について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年3月30日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部国民健康保険課	保健医療部国民健康保険課	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	福祉部国民健康保険課	保健医療部国民健康保険課	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	市民課、市民税課、介護保険課、国民健康保険課	市民課、市民税課、介護保険課、国民健康保険課、収納課	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の追加
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	福祉部国民健康保険課	保健医療部国民健康保険課	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1～4 ①法令上の根拠	番号法別表第9条第2項に基づく条例を定める予定	越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条	事後	条例が制定されたことによる変更
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2	「福祉部障害福祉課」を削除	「子ども家庭部子育て支援課」を追加	事後	実情を見直したことによる変更 条例が制定されたことによる変更
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4	福祉部国民健康保険課	保健医療部国民健康保険課	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5		「行財政部収納課」を追加	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の追加
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	移転を行っている(4件)	移転を行っている(5件)	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の追加
平成28年4月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	越谷市福祉部国民健康保険課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9154	越谷市保健医療部国民健康保険課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9154	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成29年4月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7		新規追加	事前	新システム導入による追加
平成29年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会からの入手に関する妥当性 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託している。当市が国民健康保険給付に関する事務を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</li> <li>・入手の時期・頻度の妥当性 高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</li> <li>・入手方法の妥当性 入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化と併せて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる</li> </ul>	事前	新システム導入による修正
平成29年4月17日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠)  第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)  第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠)  第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)  第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、120の項)	事前	根拠法令の見直しによる修正
平成29年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. ①入手元	[ ○ ]その他(他医療保険者)	[ ○ ]その他(埼玉県国民健康保険団体連合会、他医療保険者)	事前	新システム導入による修正
平成29年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. ②入手方法		[ ○ ]専用線	事前	新システム導入による修正

平成29年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	1件	2件	事前	新システム導入による修正
平成29年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2		新規追加	事前	新システム導入による追加
平成29年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[ ○ ]提供を行っている( 22件 )	[ ○ ]提供を行っている( 27件 )	事前	根拠法令の見直しによる修正
平成29年4月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ⑥移転方法	[ ○ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、[ ○ ]フラッシュメモリ	事後	実情を見直したことによる変更
平成29年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目		以下の項目を新規追加 給付証、資格情報(世帯)、資格情報(個人)、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル、転居月75歳到達時特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用)	事前	新システム導入による修正
平成29年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務		9、12、15、78、109の項を新規追加	事前	根拠法令の見直しによる修正
平成29年4月17日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスクに対する措置の内容	【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 ・被保険者等からの申請においては、本人の個人番号カード又は個人番号通知カードにより、個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、対面による聞き取り等により対象者を特定する。 ・他自治体及び他部署からの情報取得においては、個人番号及び基本4情報の合致により特定する。	【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 ＜国保連合会からの入手時における措置(国保総合PCにおける措置)＞ ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 * :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 ＜その他の入手時における措置＞ ・住民からの申請においては、本人の個人番号カード又は個人番号通知カードにより、個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、対面による聞き取り等により対象者を特定する。 ・他自治体及び他部署からの情報取得においては、個人番号及び基本4情報の合致により被保険者を特定する。	事前	新システム導入による修正
平成29年4月17日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスクに対する措置の内容(続き)	【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】 ・各庁内連携システムにおいては、情報の取得を必要情報のみに限定しており、それ以外の情報の取得はできない構成となっている。	【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】 ＜国保連合会からの入手時における措置(国保総合PCにおける措置)＞ ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 * :ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でない、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。 ＜その他の入手時における措置＞ ・本人からの申請等による入手については、必要項目のみ記載できる用紙を使用し、必要な情報以外の入手を防止する。 ・他自治体及び他部署からの情報取得においては、国民健康保険給付に関する資料の回送、法令に基づく通知・照会のため必要な情報以外の入手はしない。 ・各庁内連携システムにおいては、情報の取得を必要情報のみに限定しており、それ以外の情報の取得はできない構成となっている。	事前	新システム導入による修正



平成29年4月17日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置(続き)		<p>&lt;電子記録媒体使用時の措置&gt; 国保総合PCと国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</p> <p>&lt;その他の入手時における措置&gt; ・紙及び電子媒体により提出される保険給付に係る資料は、作業場所を特定し鍵付きの保管庫に保管し漏えい・紛失を防止している。</p>	事前	新システム導入による修正
平成29年4月17日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザ単位の権限により、不要なアクセスを行えないよう制御している。</li> <li>・個人番号を利用しない各システムから要求に応じないよう制御している。</li> <li>・中間サーバーからの要求に応じるだけであるため、必要な情報の切分けは中間サーバーで行われている。</li> <li>・特定個人情報の中間サーバーへの連携を目的としており、その他のシステムに連携する機能は有していない。</li> </ul>	<p>【宛名システム等における措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザ単位の権限により、不要なアクセスを行えないよう制御している。</li> <li>・個人番号を利用しない各システムから要求に応じないよう制御している。</li> <li>・中間サーバーからの要求に応じるだけであるため、必要な情報の切分けは中間サーバーで行われている。</li> <li>・特定個人情報の中間サーバーとの連携システムであり、その他のシステムに連携する機能は有していない。</li> </ul>	事前	新システム導入による修正
平成29年4月17日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容(続き)		<p>【事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務に必要な情報はシステム内に保持しない。</li> <li>・データで提出されるなどによりシステム内に保持せざるを得ない場合は、データベース上には保持するが、画面には表示しないよう制御を行う。</li> <li>・庁内連携システムと接続するが、事務に必要な情報と紐付かないように制御している。</li> <li>・個人番号が必要な際に自動で統合宛名システムに要求するので、それ以外の要求はできないシステムとなっている。</li> </ul> <p>【その他の措置の内容】</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt; ・職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 * : ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC等上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>	事前	新システム導入による修正
平成29年4月17日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	定期的にユーザIDの棚卸しを実施している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権限の妥当性を確認したうえで、各事務を所管する担当課からの依頼に応じ、システム管理者が必要な権限を付与している。</li> <li>・アクセス権限は定期的に見直しを行っている。</li> <li>・アクセスログやシステム操作の履歴(利用者ID、日時、システムへのアクセス状況、データへのアクセス状況)を記録している。</li> </ul>	事前	措置内容の見直しによる修正
平成29年4月17日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>①従業者が事務外で使用するリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する職員に対して情報セキュリティ研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。</li> <li>・アクセスログやシステム操作の履歴(利用者ID、日時、システムへのアクセス状況、データへのアクセス状況)を記録している。</li> </ul>	<p>【従業者が事務外で使用するリスクのための措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する職員に対して情報セキュリティ研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。</li> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> </ul>	事前	文言整理による修正

平成29年4月17日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置(続き)	②特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 ・各システム上の管理権限を与えられたもの以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。	【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクのための措置の内容】 <国保総合PCにおける措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 * :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。  <電子記録媒体使用時の措置> 国保総合PCと国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。	事前	新システム導入による修正
平成29年4月17日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置(続き)		<その他における措置> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製していない。 ・統合宛名システムにおいて、各システム上の管理権限を与えられたもの以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。	事前	措置内容の見直しによる修正
平成29年4月17日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	①委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する措置 ・「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先に対して、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、委託契約終了時の個人情報の返還・処分を義務付けている。また、必要があると認められるときは、委託先に対し報告、検査等を求めることができる。 ・「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承認があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分することを義務付けている。	【国保連合会における物理的安全管理措置】 ・国保総合(国保集約)システムのサーバー等の機器が設置されている場所へ入出できる者を制限し、入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・許可された電子媒体や機器等以外の使用制限、システムへの接続制限等の措置を行う。 ・手続に基づき、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す必要が生じた場合には、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講じる。 ・特定個人情報等が記録された電子媒体及び書類等を削除又は廃棄する場合は、できるだけ速やかに復元できない手段を講じる。 ・個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認を行う。	事前	新システム導入による修正
平成29年4月17日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置(続き)		【委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する措置】 ・「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先に対して、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、委託契約終了時の個人情報の返還・処分を義務付けている。また、必要があると認められるときは、委託先に対し報告、検査等を求めることができる。 ・「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承認があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分することを義務付けている。	事前	文言整理による修正
平成29年4月17日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク・不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守	【提供】 ・定期的に情報セキュリティ研修を実施し、個人情報の取扱いについて指導している。  【移転】 ・使用部署からデータ利用申請を提出させ、事務担当部署がその法的根拠等を判断し、承認したもののみ移転を許可することを内部規定に定めている。	・定期的に情報セキュリティ研修を実施し、個人情報の取扱いについて指導している。 ・使用部署からデータ利用申請を提出させ、事務担当部署がその法的根拠等を判断し、承認したもののみ移転を許可することを内部規定に定めている。	事前	文言整理による修正

<p>平成29年4月17日</p>	<p>Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>①不適切な方法で移転が行われるリスクに対する措置 【移転】 ・紙や外部媒体等を通じて特定個人情報を移転する場合は必ず所属長の確認行為を要するよう定めている。 ②誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク 【提供】 ・システムを通じての提供の場合、対象となるデータや提供先はシステム制御により担保されている。 【移転】 ・紙や外部媒体等を通じて特定個人情報を移転する場合は必ず所属長の確認行為を要するよう定めている。</p>	<p>【不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置】 ・特定個人情報を提供する場合は必ず所属長の確認行為を要するよう定めている。 ・システムを利用する職員等に対し情報セキュリティ研修を実施し、個人情報の取扱いについて指導している。 ・移転先は決定されているものであるため、システム制御により担保されている。 【誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置】 ・庁内連携では、番号法及び条例にて規定された部署のみ照会可能となっている。 ・庁内連携では、本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、規定された情報のみ照会対象としている。</p>	<p>事前</p>	<p>措置内容の見直しによる修正</p>
<p>平成29年4月17日</p>	<p>Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;国民健康保険システムの運用における措置&gt;</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt;</p>	<p>事前</p>	<p>文言整理による修正</p>
<p>平成29年4月17日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt; ・大部分のシステムについては、耐震性に優れ、停電時にも電源供給が可能なデータセンターサーバを移設している。 ・データセンターや庁内サーバ室の出入口には生体認証による入退室管理設備を設置している。 ・庁内サーバ室へ入室可能な職員を限定し、更には入退室管理簿の記入を徹底している。 ・コンピュータウイルス監視ソフトを導入している。 また新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。 ・システムを利用できる職員を限定している。 ・ログインには生体認証を用いており、簡単になりすぎないように制御している。 ・アクセスログや操作ログといった履歴を記録している。</p>	<p>【物理的対策】 &lt;越谷市における措置&gt; ・大部分のシステムについては強固なデータセンターサーバを移設している。 ・データセンターや庁内サーバ室の出入口には生体認証による入退室管理設備を設置している。 ・庁内サーバ室へ入室可能な職員を限定し、更には入退室管理簿の記入を徹底している。 ・端末使用時に離席する場合、第三者に使用されることや許可なく情報が閲覧されることがないようにログオフ等の適切な措置を行っている。 ・端末は、ワイヤーロックによって盗難を防止している。  &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。  【技術的対策】 &lt;越谷市における措置&gt; ・コンピュータウイルス監視ソフトを導入している。また新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。 ・システムを利用できる職員を限定している。 ・ログインには生体認証を用いており、簡単になりすぎないように制御している。 ・アクセスログや操作ログといった履歴を記録している。</p>	<p>事前</p>	<p>文言整理による修正</p>
<p>平成29年4月17日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容(続き)</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。  &lt;国保総合PCにおける措置&gt; ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したものをのみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p>	<p>事前</p>	<p>新システム導入による修正</p>
<p>平成29年4月17日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容</p>	<p>①特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク ・個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。</p>	<p>【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクのための措置の内容】 &lt;国保総合PCにおける措置&gt; ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。  &lt;その他における措置&gt; ・個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。</p>	<p>事前</p>	<p>新システム導入による修正</p>

平成29年4月17日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置(続き)	②特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 ・保存期間が過ぎて不要となった特定個人情報は、システムで判別して削除を実施する。 ・紙や電子媒体について、保存期間が過ぎて不要となった特定個人情報は、溶解またはシュレッダー、データ消去等の確実な消去を行う。	【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクのための措置の内容】 ＜国保総合PCIにおける措置＞ ・国保総合PCIに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCIに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。  ＜その他における措置＞ ・サーバー、端末(パソコン)、外部記録媒体、紙文書等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。機器リソース終了による返却の場合も、同様とする。 ・紙文書は、溶解またはシュレッダー処分を行う。 ・電磁的な記録媒体は、消去を行ったうえで廃棄する。 ・サーバー、パソコン等情報機器については、記録装置に対しデータ消去を行う。 ・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。	事前	新システム導入による修正
平成29年4月17日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜越谷市における措置＞ 特定個人情報の保護に必要な知識の習得を目的として、毎年、研修を実施することとしている。  ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	＜越谷市における措置＞ 特定個人情報の保護に必要な知識の習得を目的として、毎年、研修を実施することとしている。  ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。  ＜国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発＞ ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:職員等 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を	事前	新システム導入による修正
平成29年4月17日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法(続き)		＜サイバーセキュリティに関する教育・啓発＞ ・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度:おおむね一年ごと ・教育方法:集合教育 ・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結する。 *「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。	事前	新システム導入による修正
平成29年4月17日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策		・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現することとしている。	事前	リスク対策の見直しによる修正
平成29年4月14日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	竹内 克行	永瀬 一広	事後	人事異動に伴う所属長の変更
平成30年6月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1	・更生時点での賦課根拠となる資格情報や税情報を保有することで保険税に関する問合せに対応する。	・更生時点での賦課根拠となる資格情報や税情報を保有することで保険税に関する問合せに対応する。	事後	内容の見直しによる文言の整理
平成30年6月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	(10)滞納処分に関する各種帳票作成及び記録管理 (11)短期被保険者証及び被保険者資格証明書対象者の記録・管理 (12)情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会、提供事務	(10)滞納処分に関する各種帳票作成及び記録管理 (11)情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会、提供事務	事後	内容の見直しによる文言の整理

平成30年6月5日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠)  第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)  第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、120の項)  (別表第二における情報照会の根拠)  第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項)  第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)	○番号法第19条第7号、第8号 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第二欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、120の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)  ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第49条、第53条、第55条の2	事後	法令上の根拠(主務省令)の追記
平成30年6月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[ ]フラッシュメモリ	[ O ]フラッシュメモリ	事後	内容の見直しによる文言の整理
平成30年6月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ②移転先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の15の項)	番号法第9条第1項 別表第一の15の項の下欄に掲げる事務	事後	内容の見直しによる文言の整理
平成30年6月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ②移転先における用途	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の68の項)	番号法第9条第1項 別表第一の68の項の下欄に掲げる事務	事後	内容の見直しによる文言の整理
令和1年6月18日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	永瀬 一広	課長	事後	様式の見直しによる記載事項の変更
令和3年2月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という。)	事後	公表から5年を経過することによる評価の再実施
令和3年2月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	1. 高額該当回数の引き継ぎ業務(継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)) 当市に設置されている国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを当市から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 当市が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から当市へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、当市の国保総合PCへ当該データを配信する。	国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。主な業務は次のとおり。 1. 高額該当回数の引き継ぎ業務(継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)) 当市に設置されている国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを当市から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 当市が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から当市へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、当市の国保総合PCへ当該データを配信する。	事後	公表から5年を経過することによる評価の再実施
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、再委託を原則として禁止しているが、越谷市と委託先との協議の上、内部規定に定められた再委託理由に該当し越谷市が承諾した場合に限り、再委託を認めている。	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」に基づき、再委託は原則として禁止しているが、越谷市と委託先との協議の上、内部規定に定められた再委託理由に該当し越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。	事後	公表から5年を経過することによる評価の再実施
令和3年2月4日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	・住民からの申請においては、本人の個人番号カード又は個人番号通知カードにより、個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、対面による聞き取り等により対象者を特定する。	・住民からの申請においては、本人の個人番号カードにより、個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、対面による聞き取り等により対象者を特定する。	事後	公表から5年を経過することによる評価の再実施

令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理>具体的な 管理方法	・システムを利用できる職員を限定しており、生体 認証とすることとなりますしを防止している。	・システムを利用できる職員を限定しており、生体 認証とパスワードによる二要素認証とすることとな りますしを防止している。	事後	公表から5年を経過することによ る評価の再実施
令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理>具体的な 管理方法	・システムにログインする場合にパスワード認証を 利用する場合、定期的にパスワードを変更してい る。	削除	事後	公表から5年を経過することによ る評価の再実施
令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱の委託 リスク:委託先における不正な 使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する規定 >規定の内容	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」 及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、秘密の 保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利 用等禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の 報告、委託契約終了時の個人情報の返還・処分 を義務づけている。	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に 基づき、委託先における安全管理措置、秘密保 持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託 目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁 止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の 個人情報の返還又は処分などを規定している。	事後	公表から5年を経過することによ る評価の再実施
令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱の委託 リスク:委託先における不正な 使用等のリスク 再委託による特定個人情報フ ァイルの適切な取扱いの担保> 具体的な方法	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」 及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、再委託 は原則として禁止としているが、越谷市と委託先 との協議の上、内部規定に定められた再委託理 由に該当し越谷市の承諾があった場合に限り、再 委託を認めている。この場合において、委託先は、 越谷市との契約書と同等の再委託契約を締結す るとともに、再委託契約をした者が委託先との契 約書の内容を遵守しているか監督し、その結果を 速やかに越谷市に報告することを義務付けてい る。	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に 基づき、再委託は原則として禁止としているが、 越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により 越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認め ている。この場合において、委託先は、越谷市と の契約書と同等の安全管理措置を講じられる再委 託契約を締結するとともに、再委託契約をした者 が委託先との契約書の内容を遵守しているか監督 し、その結果を速やかに越谷市に報告すること を義務付けている。	事後	公表から5年を経過することによ る評価の再実施
令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去に おけるその他のリスク及びその リスクに対する措置	新規	・特定個人情報が記録されていた電子機器につ いては物理消去を実施する。	事後	公表から5年を経過することによ る評価の再実施
令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	特定個人情報の保護に必要な知識の習得を目的 として、毎年、研修を実施することとしている。	毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバー も含む)についての研修を受講している。また、受 講できない職員については研修資料を回覧するな どの情報共有を図り、勉強の機会を与えている。	事前	公表から5年を経過することによ る評価の再実施
令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	・毎年、個人情報を取扱う事業課の中から複数課 所を選定して内部監査や情報セキュリティを専門 に扱う事業者による外部監査を実施することとし ている。	・毎年、個人情報を取扱う事業課の中から複数課 所を選定し情報セキュリティを専門に扱う事業者 による外部監査を実施することとしている。	事後	公表から5年を経過することによ る評価の再実施
令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	新規	<中間サーバープラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用すること により、統一した設備環境による高レベルのセキュ リティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用 担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術 力の高い運用担当者による均一的で安定したシス テム運用・監視を実現する。	事後	公表から5年を経過することによ る評価の再実施
令和3年11月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当 部署 ①部署	保健医療部国民健康保険課	保健医療部国保年金課	事後	組織改正に伴う変更
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概 要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健医療部国民健康保険課	保健医療部国保年金課	事後	組織改正に伴う変更
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概 要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施機関内の他部署	保健医療部国民健康保険課	保健医療部国保年金課	事後	組織改正に伴う変更
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概 要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	保健医療部国民健康保険課	保健医療部国保年金課	事後	組織改正に伴う変更
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概 要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2	子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭部子ども福祉課	事後	組織改正に伴う変更
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概 要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先3	福祉部介護保険課	地域共生部介護保険課	事後	組織改正に伴う変更
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概 要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4	保健医療部国民健康保険課	保健医療部国保年金課	事後	組織改正に伴う変更
令和3年11月29日	IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ ①連絡先	保健医療部国民健康保険課	保健医療部国保年金課	事後	組織改正に伴う変更
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概 要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ①法令の根拠	番号法第19条第7号別表第二(別紙1を参照)	番号法第19条第8号別表第二(別紙1を参照)	事後	番号利用法第19条の改正によ る号の繰り下げ

令和3年11月29日	(別紙1) 提供先	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務	事後	番号利用法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号利用法第19条の改正による号の繰り下げ
令和5年12月22日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠)  第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)  第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、120の項)  (別表第二における情報照会の根拠)  第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項)  第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)	番号方第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120  (別表第二における情報照会の根拠) 42、43、121	事前	公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会することが必要になるために、「121」を追記
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	記載なし	[○]行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)	事前	「国保賦課ファイル」に公金口座情報を登録するものとした場合、入手元の記載が必要になるため記載
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無※	2件	3件	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	記載なし	10人以上50人未満	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	記載なし	埼玉県国保連合会 (埼玉県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	記載なし	再委託する	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載

<p>令和5年12月22日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託 ⑤再委託の許諾方法</p>	<p>記載なし</p>	<p>委託先の埼玉系国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、埼玉県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面に提示し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。</p>	<p>事前</p>	<p>国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前列に倣って記載</p>
<p>令和5年12月22日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託 ⑥再委託事項</p>	<p>記載なし</p>	<p>国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て</p>	<p>事前</p>	<p>国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前列に倣って記載</p>
<p>令和5年12月22日</p>	<p>Ⅲリスク対策※(7.②を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法</p>	<p>越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。</p> <p>この場合において、委託先は、越谷市との契約書と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託契約をした者が委託先との契約書の内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。</p>	<p>越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。</p> <p>この場合において、委託先は、越谷市との契約書と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託契約をした者が委託先との契約書の内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</li> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面に提示し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。</li> </ul>	<p>事前</p>	<p>オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。</p>

<p>令和5年12月22日</p>	<p>Ⅲリスク対策※(7.②を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・国保総合(国保集約)システムのサーバー等の機器が設置されている場所へ入出できる者を制限し、入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・許可された電子媒体や機器等以外の使用制限、システムへの接続制限等の措置を行う。 ・手続きに基づき、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す必要が生じた場合には、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講じる。 ・特定個人情報等が記録された電子媒体及び書類等を削除又は廃棄する場合は、できるだけ速やかに復元できない手段を講じる。 ・個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認を行う。</p> <p>【委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する処置】 ・「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先に対して、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、委託契約終了時の個人情報の返還・処分を義務付けている。また、必要があると認められるときは、委託先に対し報告、検査等を求めることができる。</p>	<p>【国保連合会における物理的な安全管理措置】 ・国保総合(国保集約)システムのサーバー等の機器が設置されている場所へ入出できる者を制限し、入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・許可された電子媒体や機器等以外の使用制限、システムへの接続制限等の措置を行う。 ・手続きに基づき、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す必要が生じた場合には、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講じる。 ・特定個人情報等が記録された電子媒体及び書類等を削除又は廃棄する場合は、できるだけ速やかに復元できない手段を講じる。 ・個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認を行う。</p> <p>【委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する処置】 ・「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先に対して、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、委託契約終了時の個人情報の返還・処分を義務付けている。また、必要があると認められるときは、委託先に対し報告、検査等を求めることができる。</p>	<p>事前</p>	<p>オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。</p>
<p>令和5年12月22日</p>		<p>・「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承認があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分することを義務付けている。</p>	<p>・「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承認があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分することを義務付けている。 ・「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承認があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分することを義務付けている。 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</p>		
<p>令和5年12月22日</p>	<p>Ⅳ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求②請求方法</p>	<p>越谷市個人情報保護条例第14条に基づき、必要事項を記載した開示請求書等を提出する。 ※電話、FAX及び郵送での請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。 ※越谷市ホームページ上に、請求方法、開示請求書の様式等を掲載している。</p>	<p>必要事項を記載した開示請求書等を提出する。 ※電話及びFAXでの請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。 ※越谷市ホームページ上に、請求方法、開示請求書の様式等を掲載している。</p>	<p>事後</p>	<p>法改正等により内容の見直しに伴う修正</p>
<p>令和8年3月30日</p>	<p>Ⅰ 基本情報 4. 個人番号の利用法令上の根拠</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条</p>	<p>○番号法第9条第1項 別表の44の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条</p>	<p>事後</p>	<p>番号法等一部改正法により別表及び項目の変更</p>
<p>令和8年3月30日</p>	<p>Ⅰ 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第8号(別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120 (別表第二における情報照会の根拠) 42, 43, 121</p>	<p>○番号法第19条第8号、9号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく(利用特定個人情報の提供に関する命令のうち以下の項【別表における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる次の項(2, 3, 6, 13, 42, 56, 65, 69, 83, 87, 95の2, 115, 125, 158, 161, 164, 165, 166, 173, 173の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法令(法律)による(医療に関する)給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令(法律)による給付の支給に関する情報」が含まれる次の項(16, 19, 27, 38, 137, 141, 145の項) 【別表における情報照会者の根拠】 69, 70, 160</p>	<p>事後</p>	<p>番号法等一部改正法により別表及び項目の変更</p>

令和8年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去保管場所	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事前	中間サーバー更改に係る修正
令和8年3月30日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したものの。	(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	評価書の見直し
令和8年3月30日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	中間サーバー更改に係る修正
令和8年3月30日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<p>【物理的対策】 &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>【物理的対策】 &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p>	事前	中間サーバー更改に係る修正
令和8年3月30日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<p>【技術的対策】 &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームではUTM (コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置) 等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う</p>	<p>【技術的対策】 &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームではUTM (コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置) 等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	事前	中間サーバー更改に係る修正
令和8年3月30日	Ⅲリスク対策 8 監査	自己点検、内部監査、外部監査	自己点検、外部監査	事後	評価書の見直し
令和8年3月30日	Ⅲリスク対策 10 その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理 (入室管理)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	中間サーバー更改に係る修正